

第 80 回 横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会

日時 令和 6 年 3 月 27 日(水)
10 時 00 分から 12 時 00 分まで
会場 横浜市役所 18 階会議室
※オンライン併用

次 第

1 開会

2 議題事項

令和 6 年度横浜市一般廃棄物処理実施計画【資料 1～3】

3 報告事項

(1) 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の
一部改正【資料 4】

(2) 記者発表資料等【資料 5】

4 閉会

横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会委員名簿

(五十音順、敬称略)

令和6年3月27日現在

氏名	役職
おおいし みなこ 大石 美奈子	日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント・相談員協会
おおさこ まさひろ 大迫 政浩	国立環境研究所 資源循環領域 領域長
おおもり のぞむ 大森 望	神奈川県弁護士会 弁護士
おしき まさみ 押木 昌巳	日本チェーンストア協会 関東支部
おのだ ひろし 小野田 弘士	早稲田大学理工学術院大学院 環境・エネルギー研究科 教授
さきた ゆうこ 崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー
さとう あけみ 佐藤 明美	南区環境事業推進委員連絡協議会 副会長
しのき みきこ 篠木 幹子	中央大学 総合政策学部教授
はやし しげかつ 林 重克	横浜市町内会連合会 (旭区連合自治会町内会連絡協議会会長)
ほんだ ひろと 本多 寛人	消費生活推進員戸塚区副代表
もらい とみこ 桃井 富子	港北3R夢サポーター 会長
もり けんじ 森 健二	横浜商工会議所 専務理事
もり ともこ 森 朋子	東京都市大学環境学部環境経営システム学科 准教授

【資料1】一般廃棄物処理実施計画について

(1) 概要

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、横浜市の**一般廃棄物の処理に関する事業計画**を**単年度ごと**に定めるもの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条第1項

市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第1条の3

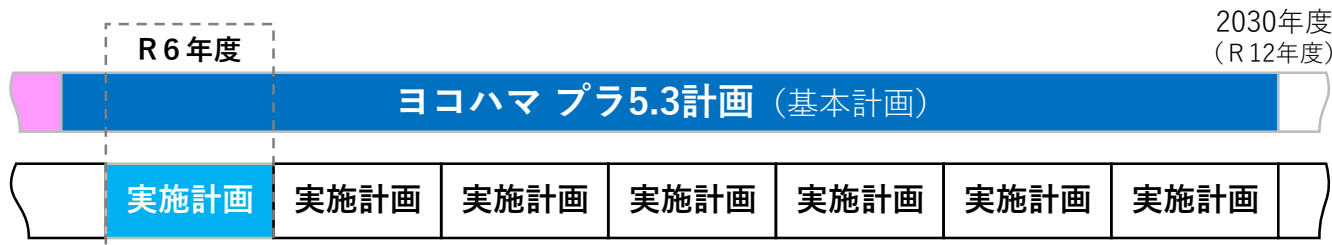
一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について基本計画を定め、それを実施するために各年度の事業内容を示す実施計画を定めるものとする。

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例 第40条

市長は、一般廃棄物処理計画の策定に当たっては、審議会の意見を聴かななければならない。

(2) 期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで



⇒ 実施計画に記載の重点的な取組は予算概要を基に作成しており、詳細は予算概要を用いて説明



令和 6 年度

予算概要

資源循環局

目 次

頁

I 令和6年度資源循環局予算案の概要	1
1 予算編成の考え方	
2 予算案のポイント	
3 予算案の状況	
4 主な推進施策	
II 令和6年度資源循環局予算案における推進施策	
1 プラスチック対策の推進	3
(1) プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大	
(2) プラスチックごみの発生抑制・リサイクルに向けた取組	
◇ コラム1 燃やすごみに含まれるプラスチックごみを減らすために	
2 食品ロス削減の推進	6
(1) 価値観の醸成ときっかけづくり	
(2) 場面に応じた実践行動の推進	
(3) 事業者等との連携・共有	
(4) 生ごみの減量・リサイクル	
◇ コラム2 食品ロス削減月間	
3 環境学習・普及啓発の推進	8
(1) 環境学習の推進	
(2) 普及啓発の取組	
◇ コラム3 #ごみから始まる脱炭素 その名は「しげんだーZ」 ～若手職員の創造力とスピード感を施策・事業へ反映！！～	
◇ コラム4 将来を担う若者と取り組む食ロス・プラ対策	
4 多様な社会ニーズへの対応	11
(1) 高齢化やごみ出しに関する課題への対応	
(2) まちの美化の推進	
(3) 災害への備え	
(4) 廃棄物分野における国際協力	
◇ コラム5 災害への備え	

5	安定したごみの収集・運搬・処理・処分	15
	(1) 家庭ごみの安定的な収集運搬の推進	
	(2) リサイクルの推進	
	(3) 環境に配慮した安全で安定的なごみ処理の推進	
	(4) 事業系ごみの適正処理	
	◇ コラム6 南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場における電子マニフェストの導入	
6	将来を見据えた施設整備	17
	(1) 廃棄物処理施設の再整備等の実施・検討	
	(2) 環境にやさしいエネルギーの創出と地域貢献	
	◇ コラム7 「Zero Carbon Yokohama」の実現に向けて ～ごみ焼却工場の排ガスからCO ₂ を分離・回収、利用～	
	◇ コラム8 廃棄物処理施設の整備	
Ⅲ	事業概要	
1	財源創出の取組	20
2	令和6年度資源循環局予算案総括表	21
3	主な事業内容	
10	款1項 資源循環管理費	22
	1目 資源循環総務費	
	2目 減量・リサイクル推進費	
	3目 事務所費	
	4目 車両管理費	
10	款2項 適正処理費	25
	1目 適正処理総務費	
	2目 工場費	
	3目 処分地費	
	4目 産業廃棄物対策費	
10	款3項 し尿処理費	29
	1目 し尿処理総務費	
	2目 し尿処理施設費	

I 令和6年度資源循環局予算案の概要

1 予算編成の考え方

令和6年度は、横浜市中期計画2022～2025の折り返しであり、「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」の実現に向け、脱炭素化を強力に推進し、将来を担う子どもたちに良好な環境を引き継ぐための施策に取り組みます。

新たな一般廃棄物処理基本計画「ヨコハマ プラ5.3(ごみ)計画」(令和6年1月策定)の実質初年度として、市民・事業者・行政が一丸となって、プラスチックの発生抑制や分別・リサイクルを進めることにより、脱炭素化への行動変容に向けたムーブメントを広げ、「GREEN×EXPO 2027」の機運醸成につなげていきます。

- (1) 温室効果ガスの主な排出要因である、プラスチックごみの焼却量削減に重点的に取り組みます。特に、プラスチックごみの分別・リサイクルを着実に進め、脱炭素化に向けた市民一人ひとりの行動変容に向けた取組を加速します。
- (2) ごみ出しの支援やごみ処理手続のデジタル化、まちの美化対策など多様な市民ニーズに着実に対応するとともに、安定したごみの収集・運搬・処理・処分を実施し、市民生活と市内経済を支えます。
- (3) 保土ヶ谷工場の再整備をはじめ、将来を見据えた施設整備を計画的に実施します。また、「環境にやさしいエネルギー」を最大限創出し、市内での利活用を進めます。

2 予算案のポイント

(1) プラスチック対策の推進

- ① プラスチック製容器包装に、新たにプラスチックのみでできた製品を加え、「プラスチック資源」として収集を開始します。10月から9区で、令和7年4月からは全18区で実施します。
- ② 様々な手段・媒体を通じた広報啓発や環境学習を通じて、新しい分別ルールを理解促進や脱炭素化に向けた市民の行動変容につなげていきます。
- ③ 事業者による自主回収や店頭回収の取組状況の発信をはじめ、発生抑制・リサイクルに向けた事業者への働きかけや支援を行います。

(2) 多様な社会ニーズへの対応、安定したごみの処理

- ① 高齢化に伴うごみ出し支援や、申請手続等のデジタル化、近年頻発している大規模な災害への備えなど、多様な社会ニーズに着実に対応します。
- ② 清潔できれいなまちづくりを推進するため、多くの来街者が訪れる主要駅などにおける地域と連携した美化活動や、歩きたばこ・ポイ捨て防止等の取組を進めます。
- ③ ごみの収集・運搬・処理・処分をいかなるときも着実にを行い、市民生活と市内経済の安心安全を支えます。

(3) 将来に向けた計画的な施設整備の推進

- ① 保土ヶ谷工場の再整備や金沢工場の長寿命化対策を進め、将来にわたって安全で安定的なごみ処理体制を確保します。
- ② 老朽化が進む焼却工場や資源選別施設、し尿処理施設などについて、再整備に向けた検討を進めます。
- ③ 環境にやさしいエネルギー(電気)を最大限創出するとともに、市内100%活用に向けて取り組みます。

3 予算案の状況

(単位：千円)

	令和6年度	令和5年度	増▲減	増減率
歳出合計	48,169,328	42,071,190	6,098,138	14.5%
歳入合計	48,169,328	42,071,190	6,098,138	14.5%
特定財源	19,931,659	17,013,069	2,918,590	17.2%
一般財源	28,237,669	25,058,121	3,179,548	12.7%

4 主な推進施策

(1) プラスチック対策の推進
・プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大 ・プラスチックごみの発生抑制・リサイクルに向けた取組
(2) 食品ロス削減の推進
・価値観の醸成ときっかけづくり ・場面に応じた実践行動の推進 ・事業者等との連携・共有 ・生ごみの減量・リサイクル
(3) 環境学習・普及啓発の推進
・環境学習の推進 ・普及啓発の取組
(4) 多様な社会ニーズへの対応
・高齢化やごみ出しに関する課題への対応 ・まちの美化の推進 ・災害への備え ・廃棄物分野における国際協力
(5) 安定したごみの収集・運搬・処理・処分
・家庭ごみの安定的な収集運搬の推進 ・リサイクルの推進 ・環境に配慮した安全で安定的なごみ処理の推進 ・事業系ごみの適正処理
(6) 将来を見据えた施設整備
・廃棄物処理施設の再整備等の実施・検討 ・環境にやさしいエネルギーの創出と地域貢献

II 令和6年度資源循環局予算案における推進施策

1 プラスチック対策の推進

プラスチックは燃やすと多くの温室効果ガスを排出し、地球温暖化の一因となっていることやひとたび海に流入すると容易に分解されず、生態系を含めた海洋環境への影響が懸念されることから世界的な課題になっており、対策に取り組まなければなりません。

令和6年度は、新たに策定した一般廃棄物処理基本計画「ヨコハマ プラ5.3(ごみ)計画」に基づき、家庭ごみの分別ルールを変更するなど、発生抑制を含めたプラスチックごみの削減を進めます。

また、プラスチックごみの発生抑制やリサイクルに向けた取組を一層推進するため、事業者への働きかけ・支援を行います。

(1) プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大

46,251 万円※(前年度 0万円)

これまでのプラスチック製容器包装に、新たにプラスチックのみでできた製品を加え、「プラスチック資源」として収集を開始します。10月に9区で、令和7年4月からは全18区で実施します。

令和6年10月 先行実施区		
中区	港南区	旭区
磯子区	金沢区	戸塚区
栄区	泉区	瀬谷区
令和7年 4月 実施区		
鶴見区	神奈川区	西区
南区	保土ヶ谷区	港北区
緑区	青葉区	都筑区



収集したプラスチック資源は、市内の中間処理施設(民間施設)において異物を除去して圧縮・梱包し、容器包装リサイクル法に基づく指定法人(以下「指定法人」という。)を通じて再商品化事業者へ引き渡してリサイクルします。

①家庭：排出



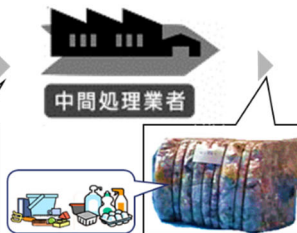
②収集委託業者：
収集運搬

収集運搬



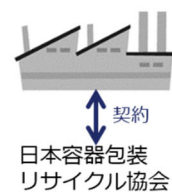
③中間処理委託業者：
異物除去・圧縮梱包

中間処理



④再商品化事業者：
リサイクル

リサイクル



合わせて収集
(一括収集)

プラスチック資源の収集からリサイクルまでのフロー

※プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大による費用(収集運搬、リサイクル、広報啓発等)の増分

- ・ヨコハマ G30 プラン以来、約 20 年ぶりの分別ルールの変更となるため、新しいルールをご理解いただけるよう、丁寧な説明を行います。併せて、プラスチックごみの発生抑制、脱炭素化の取組についてもお伝えしていきます。
- ・「ごみと資源物の分け方・出し方」パンフレットの全戸配布、分別検索システムである「横浜市ごみ分別アプリ」や「ミクシヨナリー」等の改修を行います。



住民説明会開催風景



「ごみと資源物の分け方・出し方」パンフレット



ごみ分別アプリ

(2) プラスチックごみの発生抑制・リサイクルに向けた取組 802 万円(前年度 891 万円)

軽くて丈夫なプラスチックは、もはや日常生活においてなくてはならないものになっています。しかし、燃やすと多くの温室効果ガスが発生するため、プラスチックごみの発生を抑える取組が重要です。そこで、発生抑制等につながる具体的行動について共有し、市民・事業者の皆様の行動変容につなげていきます。また、発生したプラスチックごみについては、リサイクルを推進していきます。

① 市民の行動変容に向けた取組

- ・ストローやスプーン、フォーク等使い捨てとなるプラスチックを削減するため、SNS や広報紙等で行動を呼びかけるとともに、小売店と連携した啓発キャンペーンを実施します。
- ・市内の専門学校生との連携により制作した広報ツールを活用し、マイボトルやマイボトルスポット※の利用を促します。



小売店と連携した啓発 POP (令和 5 年度)

※ マイボトルスポット： コーヒー販売などのチェーン系カフェやコンビニエンスストア、無料で給水できる専門小売店など(令和5年 12 月末現在 502 か所)

② 事業者への働きかけ・支援

- ・廃棄物処理業者との情報共有・意見交換等により、プラスチックごみの排出状況を効率的に把握し、排出事業者への立入調査や講習会等を通じた発生抑制の働きかけを実施するとともに、ペットボトルの水平リサイクルといった事業者の新たな取組に対して支援を行います。
- ・製造・販売事業者による自主回収や店頭回収・リサイクル等の取組に市民の皆様が参加協力いただけるよう、新たに各事業者の取組状況をウェブサイトで発信します。
- ・地域メディアと連携して、テレビ、新聞、ウェブサイト等を活用し、企業・団体のプラスチック削減の取組について発信します。



ペットボトルの水平リサイクルに係る実証実験で使用した分別ボックス

コラム1

燃やすごみに含まれるプラスチックごみを減らすために

「ヨコハマ プラ5.3（ごみ）計画」では、燃やすと多くの温室効果ガスが発生するプラスチックごみを減らすために、「燃やすごみに含まれるプラスチックごみの量を2030（令和12）年度までに2万トン削減する（2022（令和4）年度比）」目標を設定しています。プラスチックごみを削減するためには、「リデュース（発生抑制）」、「リユース（再使用）」などで、ごみになるプラスチックの削減に取り組み、不要となったものについては分別・リサイクルしていきます。

10月からの「プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大」を好機と捉え、新たに分別対象となるプラスチック製品のみならず、ごみになるプラスチックの削減に取り組んでいただけるよう分かりやすく丁寧に広報啓発を実施していきます。

<今から出来ること>

- ✓ **マイバッグの使用**
- ✓ **使い捨て食器はNO!**
- ✓ **マイボトルの使用**
- ✓ **環境に優しい選択**



<プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大>



また現在でも、燃やすごみの中には、調味料のチューブや弁当容器など、汚れたプラスチック製容器包装が多く含まれています。これらについても改めて分別のご協力をお願いしていきます。

燃やすごみに含まれるプラスチックごみの削減が進めば温室効果ガスの発生量も減少します。このようなことを市民の皆様にご理解いただけるよう広報啓発を実施していきます。

<汚れたプラスチック製容器包装の分別方法は？>



中身が洗えないものは
使い切ればOK!



容器についた汚れは、
軽くゆすぐか、
汚れを拭き取ればOK!



値札などのシールやラベルは、
はがしきれなくてもOK!

詳しくは

横浜市 汚れたプラ 検索

2 食品ロス削減の推進

市民・事業者の皆様の「食」を大切にする価値観が醸成されるよう、食品ロスの削減に向けた具体的取組の実践につながる働きかけを行っていきます。

また、事業者による先進的な取組を後押しすることで、市域全体での食品ロス削減につなげます。取組を進めてもなお残る生ごみについては、堆肥化等の有効利用を促していきます。

(1) 価値観の醸成ときっかけづくり

686 万円(前年度 584 万円)

子どもたちが楽しみながら食品ロスを身近に感じてもらえるよう取り組みます。また、季節行事に合わせた啓発を行うことで、「食」を大切にする意識が定着するよう取組を進めます。

- ・未就学児や小学生を中心に、ゲーム要素を取り入れた学びや野菜の栽培・収穫体験など、楽しみながら学べる出前教室*を実施します。
- ・10月の食品ロス削減月間や季節行事に合わせ、集中的な広報・啓発や小売店店頭などでのイベントを実施します。
- ・市内の企業や団体に対するフードドライブの実施に必要な物品の貸出しや市内で実施しているフードドライブ情報を発信します。



すぐろくで学ぶ出前教室

*出前教室：学校や自治会町内会等において、職員が3Rの推進などを講義する取組

(2) 場面に応じた実践行動の推進

110 万円(前年度 76 万円)

食品ロス削減のためには、一人ひとりの小さな行動の積み重ねが大切です。そのため、日常生活の中で自分事として取り組んでいただけるよう、買い物時や調理時など、食べ物に触れるあらゆる場面に応じた具体的な行動を働きかけ、削減に向けた実践行動を推進します。

- ・適量購入の呼びかけや食材の上手な保存方法など、日常生活の中で手軽に取り組める行動を働きかけます。
- ・余りがちな食材を活用したレシピコンテストの実施や学生が考えたレシピを活用し、啓発を行います。



学生と共同制作したレシピ集

(3) 事業者等との連携・共有

732 万円(前年度 841 万円)

食品ロス削減の重要性が広く認知され、多くの事業者・団体による取組が継続的に進み、拡大していくことが必要となります。そこで、様々な業種・形態の事業者や関係団体と連携したイベントを実施するとともに、食品ロス削減に積極的に取り組む事業者等の活動内容を広く発信することで、取組を後押しします。

- ・食品廃棄物の排出量が多い製造事業者に対し、新たに実態調査を行い食品ロス削減の取組を求めていきます。販売事業者に対しても、引き続き食品ロス削減を働きかけていきます。
- ・食べきり協力店*1の登録拡大や利用促進を図り、飲食店等における食品ロス削減を推進します。

*1 食べきり協力店：小盛メニューの導入による適量注文や食べきれなかった料理の持ち帰りなどに取り組む飲食店等

- ・ナッジ※² の考え方・手法をまとめたリーフレットや動画を活用し、飲食店や小売店におけるナッジを活用した取組を進めます。
- ・フードシェアリング※³やフードドライブなど、食品ロス削減に意欲的な事業者の取組の発信や先駆的に取り組む事業者等を表彰します。
- ・事業者や国際機関等と連携した食をテーマとしたイベントや環境学習を実施します。

※² ナッジ：行動デザインの一つであり、ルールで強制するのではなく、自然と望ましい行動をするよう誘導するもの

※³ フードシェアリング：そのままでは廃棄にされてしまう食品と購入希望者とのマッチングを行うこと

(4) 生ごみの減量・リサイクル

190 万円(前年度 216 万円)

燃やすごみの約3割を占めている生ごみの一層の削減と有効利用を促すため、市民の皆様が手軽に始められる土壌混合法※の普及啓発に取り組めます。

- ・講習会の実施や動画の活用など、土壌混合法に取り組むきっかけづくりを進めます。
- ・地域で生ごみのリサイクル活動を実施していただく団体を支援するため、活動に必要な物品を支給します。

※ 土壌混合法：生ごみと土を混ぜ合わせ、微生物の力で生ごみを分解する方法



土壌混合法などを紹介するパンフレット

コラム2 食品ロス削減月間

食品ロス削減月間である10月には、イベントの開催やSNSを通じた発信など、広報啓発を集中的に展開しています。

令和5年度は、食品ロス削減の日である10月30日に、市内の飲食店と連携し、規格外野菜などを使用したアイデアカレー弁当等を集めた販売会を市庁舎で開催しました。

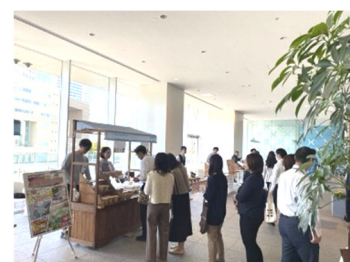
あらゆる食材との相性が良く、子どもから大人まで幅広い世代に身近な“カレー”を題材とすることで、食品ロス削減を身近なこととして考えていただくよう工夫しました。

参加した店舗からは「これまでとは違った視点でメニューを考えました。食材について従業員と改めて話す機会にもなり、貴重な経験になりました。」とお声もいただき、消費者だけでなく、事業者の意識向上にもつながりました。

令和6年度も、市民・事業者の皆様へ食品ロスの削減を身近に感じていただけるイベントや広報啓発を展開していきます。



食品ロス削減月間啓発ポスター



販売会の様子

3 環境学習・普及啓発の推進

誰もが快適に暮らし、将来の子どもたちに良好な環境を引き継いでいくため、市民・事業者の皆様の環境意識の向上と行動変容の促進を図ります。

併せて、2027年に横浜で開催する環境をテーマとした万博「GREEN×EXPO 2027」の機運醸成につなげるため、関係部署とも連携した環境学習や普及啓発の取組、様々な媒体を利用した積極的な情報発信を進めていきます。

(1) 環境学習の推進

305万円(前年度 253万円)

環境学習の取組は、子どもたちに環境意識を深めていただくことや家族、地域への波及にもつながることから特に力を入れています。そこで培われた環境への意識を大人になっても持ち続けていくためにも、それぞれの世代で継続的に学ぶ機会を提供します。

① 子どもたち(未就学児・小学生・中学生)への取組

- ・保育園・幼稚園・小学校で、ごみの分別・リサイクルのゆくえを学ぶ出前教室や収集車を使った収集体験などを行います。
- ・市内の小学4年生を対象に、焼却工場・資源選別施設・最終処分場などにおいて社会科見学の受入れを行うとともに、授業の学習補助教材として副読本を配付します。
- ・分別や3R、まちの美化につながる行動へのきっかけとするため、小・中学生を対象としたポスターコンクールを実施します。



ごみ収集車を使用した収集体験

② 若者・大人への取組

- ・「環境学習プログラム※」を活用し、高校生・大学生をはじめとした様々な世代を対象にした環境について学ぶ機会を提供します。
- ・プラスチック対策や食品ロス削減等をテーマとした出前教室を開催することで、ごみの分別や発生抑制の取組を促し、脱炭素化や「GREEN×EXPO 2027」の機運醸成につなげます。

※環境学習プログラム：世代別の学習モデルやテーマ別の講座内容など、廃棄物に関する環境問題について学べる環境学習の実施モデルをまとめたもの。



小学校低学年の部



小学校高学年の部



中学生の部

令和5年度「ヨコハマ3R夢！」ポスターコンクール大賞作品

(2) 普及啓発の取組

1,184 万円(前年度 1,512 万円)

市民の皆様にはプラスチックごみの分別・リサイクルの拡大に伴う正しい分別ルールや3R 行動を御理解いただき、実践につなげていくため、子育て世代や高齢者など様々な対象者に合わせた普及啓発を行います。

① 対面での普及啓発

- ・地域での説明会の実施や小売店の店頭、区民まつりや工場啓発イベント等を活用し、対面による啓発を実施します。
- ・本市に転入される方には、区役所での転入手続き時に関連資料を配付するなど、対象者に合わせた啓発を実施します。
- ・在住外国人に対しては、国際交流ラウンジなどの関係機関と連携し、日本語教室や外国人コミュニティでの説明会、インターナショナルスクールでの出前教室を実施します。



イベントでの分別啓発

② デジタルを活用した普及啓発

- ・動画投稿サイトやSNSを活用し、デジタルに慣れた方向けの広報啓発を実施します。
- ・分別検索システムである「横浜市ごみ分別アプリ」や「ミクシヨナリー」等の利用を促します。
- ・在住外国人向けに英語、中国語に加え、新たに韓国語に対応した「ミクシヨナリー」を開設します。



ミクシヨナリー(英語版)

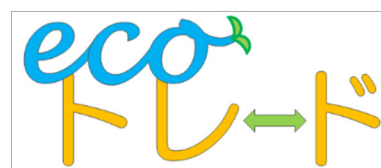
コラム3

#ごみから始まる脱炭素 その名は「しげんだーZ」 ～若手職員の創造力とスピード感を施策・事業へ反映！！～

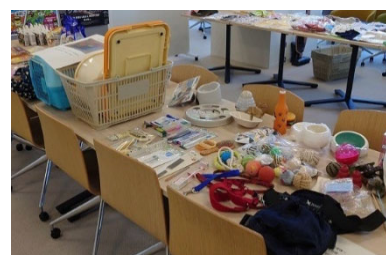
資源循環局では、部や課の垣根を超え、脱炭素化に資する取組を進めるため、若手職員による脱炭素化創造チーム「しげんだーZ」を結成しました。

令和5年度は、市職員にリユースの大切さを伝えるため、ペットグッズの「ecoトレード」(不用品配布会)を開催したほか、令和6年度の事業として、食品ロスになりがちな食材を活用する「レシピコンテスト2024」の開催などを提案し、予算案にも反映させました。

今後もこのような取組を通じて、職員一人ひとりの意識改革、能力強化、モチベーションの向上につなげていきます。



「ecoトレード」ロゴマーク
(職員作成)



「ecoトレード」配布会に集まった
ペットグッズ

横浜市では、将来を担う若者の柔軟な発想を取り入れた食品ロス削減の取組やプラスチックごみ削減に繋がる取組を進めるとともに、学校への出前教室の実施による環境意識の醸成に取り組んでいます。令和6年度についても、引き続き連携して取り組んでいきます。

■柔軟な発想を取り入れた学生主体の取組

本市と横浜デジタルアーツ専門学校が連携し、令和3年度から「デザインを通じた環境教育」の取組を進めています。

令和5年度は、「マイボトルプロジェクト」と「食品ロス削減ワークショッププロジェクト」の2つのプロジェクトチームによる広報啓発ツールを制作しました。

「マイボトルプロジェクト」では、生徒自らSNSでマイボトルやマイボトルスポットに関する情報発信を行うとともに広報動画の制作に取り組み、「食品ロス削減ワークショッププロジェクト」では、小学校への出前教室で使用する食品ロスを楽しみながら学べるカードゲーム2種を制作しました。

さらに、焼却工場で発電した「環境にやさしいエネルギー」の活用に関する広報動画を制作し、市営地下鉄車内で放映しています。



横浜デジタルアーツ専門学校が制作した広報・普及啓発動画
 <マイボトル・マイボトルスポット編> <環境にやさしいエネルギー編>

食品ロスを楽しく学ぶための
 ゲーム制作

また、SDGsに積極的に取り組む東洋英和女学院大学と協働して、一人ひとりになるべくプラスチックに頼らない生活にチャレンジして、廃棄するプラスチックごみの量を減らす活動の実践や食品ロスを減らすため、区民まつりなどでのフードドライブの取組を進めています。



区民まつりでの
 フードドライブの取組

■将来を担う若者への環境意識の醸成

SDGsを学ぶ横浜市立東高等学校の特別授業「東高校 Premium Program」に参加し、食品ロスやプラスチック問題といった社会課題を、学生たちに自分事として捉え、考え、行動してもらうための授業を行っています。

参加した学生からは、「一つひとつの行動でどういった影響があるのか、今後はもう少し視野を広げて考えようと思えた。」などの意見をいただき好評でした。



東高校での授業風景

4 多様な社会ニーズへの対応

高齢化など社会状況の変化を踏まえながら、誰もがごみのことで困らない住みよいまちの実現のため、ごみ出し支援のニーズや災害への備えなどに、引き続き着実に対応します。

また、市民の皆様が暮らしやすい清潔できれいなまちづくりを推進するため、まちの美化活動や喫煙禁止地区等における取組、公衆トイレの環境整備などを進めます。

(1) 高齢化やごみ出しに関する課題への対応

1,120 万円(前年度 497 万円)

① 集積場所の適切な維持管理への支援

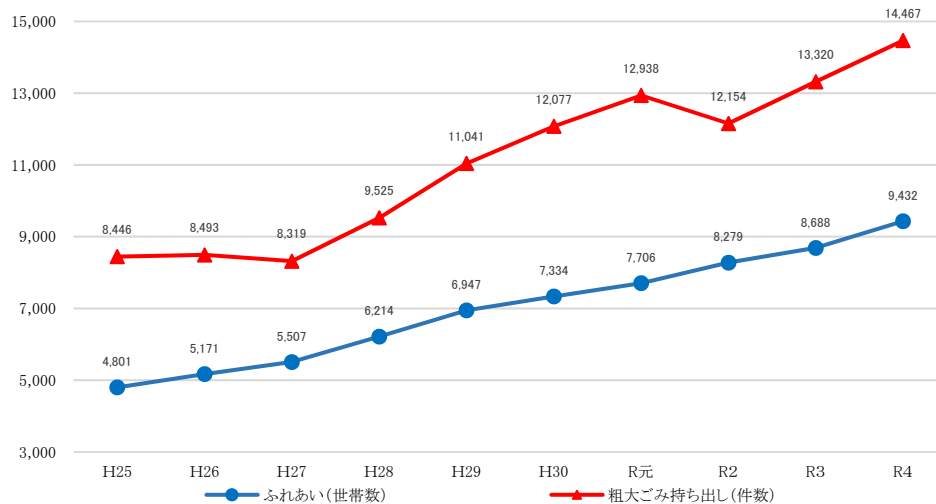
・ごみ出しマナーの徹底や小動物によるごみの散乱など、地域だけでは解決することが難しい課題を抱えた集積場所について、地域と協働し、集積場所の環境改善に取り組みます。

【参考】具体的な取組例

ネットボックスの貸し出し、集積場所で利用している物品の修繕・加工、地域の特性に応じた分別表示や掲示物の作成及び設置

② ふれあい収集等の着実な対応

・ごみ出しが困難なひとり暮らしの高齢者や障害のある方々を対象として、玄関先等からごみを収集する「ふれあい収集」や敷地内又は屋内まで入って粗大ごみを収集する「持ち出し収集」について、高齢化の進展などによってニーズが増加する中でも着実に実施します。



ふれあい収集・粗大ごみ持ち出し収集へのニーズの推移

③ いわゆる「ごみ屋敷」問題への対策

・物の堆積による不良な生活環境の解消を図るため、区役所や健康福祉局と連携しながら、「ごみ屋敷」の解消や再発防止に向けた取組を進めます。

(2) まちの美化の推進

26,770 万円(前年度 30,345 万円)

① 地域の美化活動の推進

- ・横浜駅周辺やみなとみらい21地区などの美化推進重点地区の歩道清掃を実施します。特に、多くの来街者の玄関口となる横浜駅周辺などでは、「GREEN×EXPO 2027」の開催に向けて、区役所や地域と連携して地域の実情に応じた美化活動を推進します。
- ・市内河川と周辺のポイ捨てごみの現状を環境学習や啓発活動の際に伝えることで、海洋プラスチックごみ問題をより身近に感じていただき、ごみのポイ捨て防止や清掃活動への参加など環境への意識向上を図ります。また、ごみ拾い活動SNSを活用して清掃活動の活性化に取り組みます。
- ・不法投棄されやすい場所への注意喚起看板の設置や夜間監視パトロールを行うなど、不法投棄・放置自動車等の防止策を実施します。

② 喫煙禁止地区の取組や歩きタバコ、吸い殻のポイ捨ての防止

- ・吸い殻の散乱やタバコの火による市民等への被害を防ぐため、喫煙禁止地区において、喫煙禁止地区等指導員による巡回指導を着実に実施し条例の浸透を図ります。

喫煙禁止地区一覧(令和5年12月末現在)

地区	指定時期	面積(ha)
横浜駅周辺地区※1	平成19年度	9.0
みなとみらい21地区※2		10.2
関内地区		4.1
鶴見駅周辺地区	平成20年度	3.8
東神奈川駅周辺地区	平成20年度	2.4
新横浜駅周辺地区	平成21年度	3.8
戸塚駅周辺地区	平成29年度	7.4
二俣川駅周辺地区	平成30年度	7.8

※1 平成21年にパルナード通りまで拡大及び令和5年に南幸一丁目、二丁目の一部まで拡大

※2 令和2年に新市庁舎周辺まで拡大

- ・喫煙禁止地区以外の市内主要駅周辺において、健康福祉局と連携し、歩きタバコ・ポイ捨て防止パトロールを実施します。
- ・吸い殻のポイ捨てや歩きタバコを防止するため、ポスターや看板等の設置により、喫煙ルールの徹底を図ります。

③ 公衆トイレの維持管理・トイレに困らないまちづくり

- ・市民の皆様が衛生的かつ快適に公衆トイレを利用できるよう、引き続き日常清掃や修繕等の維持管理を行います。
- ・民間事業者と連携した公共トイレ協力店※の取組を実施し、市民の皆様が安心して外出できる環境を整えます。

※ 公共トイレ協力店:市民の皆様が気軽にトイレを利用できるよう、コンビニエンスストアや商店等の店舗にご協力いただき、店舗のトイレを公共的な位置づけにする取組

(3) 災害への備え

4,411 万円(前年度 6,587 万円)

① 強靱な処理体制の構築

・津波や高潮の発生時においても焼却工場の機能が維持できるよう、沿岸部にある鶴見工場と金沢工場では止水壁の設置や工場敷地内の道路の一部の高さを上げるなどの浸水対策を実施しています。令和6年度は、金沢工場の長寿命化対策工事にあわせて、浸水対策工事の設計を実施します。

② 災害時におけるトイレ対策

・建替え中の地域防災拠点を除き、令和5年度に下水直結式仮設トイレ(通称:災害用ハマッコトイレ)の整備が完了しました。引き続き維持管理を行うとともに、地域防災拠点の訓練等において啓発を実施します。

・災害時に水洗トイレが使えないときに備えて、家庭でのトイレパックの備蓄について引き続き啓発を実施します。

・地域防災拠点等に備蓄している品質保証期間を過ぎたトイレパックを更新します。



災害時におけるトイレ対策の啓発活動

(4) 廃棄物分野における国際協力

294 万円(前年度 327 万円)

海外諸国・都市における廃棄物に関する課題解決に貢献するため、Y-PORTセンターや JICA 等と連携し、来日研修やオンライン研修等を通じて、これまで本市が培ってきた技術やノウハウを活かした支援を行います。

① Y-PORT 事業を通じた支援

・ベトナム国ダナン市の廃棄物に関する課題の解決に向け、「JICA 草の根協力事業 第2期事業」では、廃棄物管理に関するデータ収集及び活用手法の確立、モデル地区における収集体制の強化や分別活動の実施、各種計画の策定に向けた支援を行います。



収集事務所で研修を実施

② アフリカ諸国・都市への支援

・本市は「アフリカのきれいな街プラットフォーム」(ACCP[※])における研修拠点となっています。アフリカ諸国・都市の行政官に対し、本市や JICA、事業者が連携し、アフリカの廃棄物管理向上に向けた研修を実施します。

・2025 年に横浜で開催される TICAD9 の機運醸成に取り組みます。



収集車両の説明を受ける研修員

※ アフリカのきれいな街プラットフォーム(ACCP):

環境省・JICA・横浜市・国連環境計画(UNEP)・国連人間居住計画(UN-HABITAT)・アフリカ諸国などが共同で、アフリカにおける廃棄物に関する知見の共有、SDGsの推進等を行うための場として平成29年4月に設立

③ 視察受入れの実施

・廃棄物処理施設等における視察受入れや国際会議への参加を通じて、海外向けに本市の廃棄物管理の取組のPRや研修等を行います。

1 災害時のトイレ対策

災害時に地域防災拠点となる学校のトイレが使用できなかった場合の対策として、トイレパックや下水直結式仮設トイレなどを配備しています。

●トイレパック

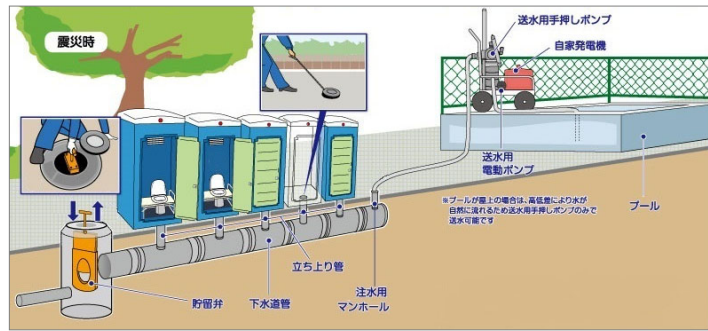
- ・汚物を凝固剤で固める携帯トイレ
- ・地域防災拠点に5,000個ずつ配備

ご家庭でもひとりあたり最低15個程度の備蓄をお願いします



●下水直結式仮設トイレ（通称：災害用ハマッコトイレ）

- ・公共下水道に直結した仮設トイレ（し尿のくみ取りが不要）
 - ・地域防災拠点に5基ずつ配備
- ※ その他、くみ取り式仮設トイレを2基ずつ配備しています。



下水直結式仮設トイレ設置イメージ

2 災害時を想定した民間事業者との訓練

災害発生時に備え、横浜市一般廃棄物許可業協同組合や公益社団法人神奈川県産業資源循環協会等と協定を締結し、災害廃棄物を迅速に処理するための連携体制を構築しています。

これらの協定に加え、J&T環境株式会社とも「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の円滑化に関する協定」を締結し、平時から大規模災害発生時を想定した仮置場のレイアウト検討や仮置場運営に関する訓練等を実施しています。



仮置場の運営に関する訓練

3 被災地派遣

災害からの復興には、避難所から出るごみや家の中の片付けごみの処理に迅速に対応することが重要です。本市では、他都市が被災した際に収集職員による支援隊を編成して派遣しています。

これまで、東日本大震災をはじめとした廃棄物処理支援に取り組み、派遣した収集職員数は延べ1,000人を超えました。本年1月には能登半島地震で発生した災害廃棄物等について、収集運搬支援を行っています。

今後も他都市の災害復旧支援に取り組むとともに、支援の経験を本市の災害対応に生かしていきます。



石川県への災害復旧支援時の様子（令和6年1月）

5 安定したごみの収集・運搬・処理・処分

ごみ処理は市民生活にとって欠くことができない重要な行政サービスであり、市民の皆様が日常生活を安心して送ることができるよう、ごみの収集・運搬・処理・処分を実施します。

また、老朽化している廃棄物処理施設の適切な維持管理・補修を実施します。

(1) 家庭ごみの安定的な収集運搬の推進

602,335 万円(前年度 563,590 万円)

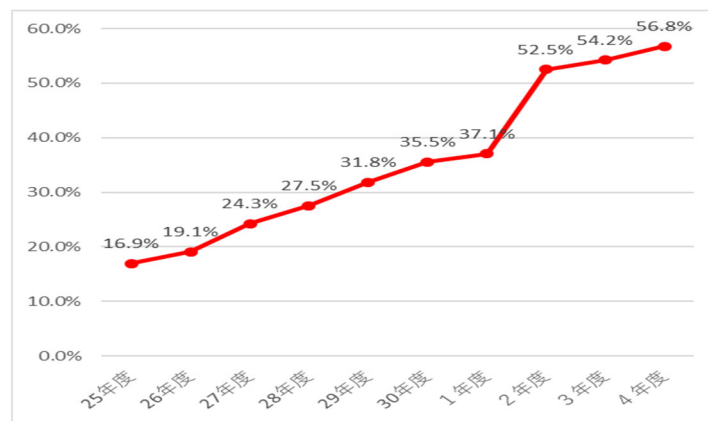
① 家庭ごみの収集運搬

・集積場所に分別して出された家庭ごみの収集運搬を安定的かつ効率的に実施します。

② 粗大ごみの受付・収集

・デジタルツールの活用により、市民の皆様は 24 時間いつでも粗大ごみの収集のお申込みや粗大ごみ処理手数料のお支払いができる環境を提供します。

・事前申込なしによる粗大ごみ自己搬入の実証実験結果を踏まえ、令和6年度から本格実施します。



粗大ごみ申込件数に対するデジタルツール（インターネット、チャット、LINE）の割合

(2) リサイクルの推進

509,707 万円(前年度 482,316 万円)

① 資源物のリサイクル

・缶・びん・ペットボトルは、市内4か所の選別施設（鶴見、金沢、緑、戸塚）において、品目別に選別・圧縮・梱包し、売却又は指定法人へ引き渡してリサイクルします。

・プラスチック製容器包装は、市内3か所の中間処理施設（民間施設）において、異物を除去して圧縮・梱包し、指定法人を通じて再商品化事業者へ引き渡してリサイクルします。なお令和6年 10 月からは、新たに9区でプラスチック資源の中間処理・リサイクルを実施します。

② 資源集団回収の実施

・自治会町内会等の地域の登録団体と回収事業者が契約して行う資源集団回収により古紙・古布等をリサイクルします。また、資源集団回収の安定的な実施のため、登録団体と回収事業者へ奨励金を交付します。

・4月から新たに資源集団回収オンラインシステムの運用を開始し、登録団体や回収事業者が行う奨励金申請手続等をデジタル化することで、負担軽減・効率化を図ります。

(3) 環境に配慮した安全で安定的なごみ処理の推進

628,323 万円(前年度 556,042 万円)

① 安全で安定的なごみ処理と施設の維持管理

・安全で安定的なごみの処理体制を確保していくため、焼却工場や資源選別施設等の廃棄物処理施設では、法定点検の実施に加え、施設及び機器の劣化状況を把握し、計画的に補修・更新を行うことで施設の安定稼働を図ります。

② 南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場の維持管理

・最終処分場では、護岸等の定期的な点検と排水処理施設の補修を計画的に実施し、安定稼働を図ります。また、市内唯一の一般廃棄物最終処分場である南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場を長く大切に使うため、焼却灰の資源化を実施します。

③ 焼却工場・最終処分場の環境測定

・焼却工場からの排出ガスや最終処分場からの排水等を測定して環境法令の基準を遵守していることを確認します。また、市民の皆様が安心して暮らしていただけるよう、測定結果をウェブサイトで公表し、これらの施設が適正に維持管理されていることをお知らせします。

(4) 事業系ごみの適正処理

32,095 万円(前年度 29,760 万円)

・廃棄物の保管や処理に関する届出の審査に加え、事業者が集まる講習会や関係団体等を通じた周知・啓発を行うことにより、事業系ごみの不適正処理を未然に防止します。

・焼却工場における搬入物検査や届出内容を確認するための事業所への立入調査、市民からの通報に基づく現地調査を適切に行うとともに、不適正事案に対しては違反者への行政指導・処分を行い、事業系ごみの適正処理の推進に取り組みます。

コラム6

南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場における電子マニフェストの導入

産業廃棄物の排出事業者は、その処理を他人に委託する際、委託した産業廃棄物が適正に処理されたか確認するため、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を使用することが廃棄物の処理及び清掃に関する法律で義務付けられています。

南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場では、紙媒体のマニフェストのみ使用可能でしたが、令和6年度から電子マニフェストも利用可能とします。

電子マニフェストの導入により、行政を含めた関係者すべてが廃棄物の処理状況をリアルタイムで確認できるようになり、廃棄物の適正処理の推進に貢献します。

また、デジタル化することで紙の保管の必要がなくなるほか、データの集計が簡易になるなど、事業者の利便性が向上します。



南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場

6 将来を見据えた施設整備

将来にわたって安全で安定的なごみ処理体制を確保していくため、保土ヶ谷工場の再整備や金沢工場の長寿命化工事を行うとともに、老朽化が進む焼却工場や資源選別施設等の廃棄物処理施設の計画的な更新に向けた調査、検討を進めます。

施設整備に際しては、施設規模や配置の適正化、AI・IoT等の最新技術活用による処理の効率化のほか、発電能力の向上をあわせて進めます。また、「Zero Carbon Yokohama」の実現に向け、環境にやさしいエネルギーの創出・利活用や省エネ、脱炭素技術の導入の検討など、市域内の脱炭素化に向けた取組を進めます。

(1) 廃棄物処理施設の再整備等の実施・検討

466,301 万円(前年度 18,628 万円)

① 保土ヶ谷工場の再整備

- ごみ処理を将来にわたり安定的に継続していくため、保土ヶ谷工場の再整備を行います。令和6年度は、工場新設に係る設計を行うとともに既存工場の解体を行います。
- 工場再整備時に、燃やすごみの中継輸送機能を確保するため、敷地内に新たな中継輸送施設の建設を行います。



再整備する保土ヶ谷工場

【参考】再整備スケジュール

	令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
保土ヶ谷工場再整備	事業者公募・選定	既存建物解体 + 詳細設計・施工						
中継輸送施設整備	詳細設計	施工						

【参考】保土ヶ谷工場再整備事業 概算工事費・スケジュール

工事	概算工事費	工期
保土ヶ谷工場再整備工事	750億円	令和6～12年度
中継輸送施設建設工事	34億円	令和5～6年度

② 金沢工場の長寿命化対策

- 老朽化が進んだ焼却炉やボイラー設備など主要設備の大規模改修を行い、延命化を図ります。令和6年度は、焼却炉のプラント工事の契約を行います。

【参考】金沢工場長寿命化対策事業 概算工事費・スケジュール

工事	概算工事費	工期
金沢工場焼却炉等改修工事	110億円	令和6～10年度

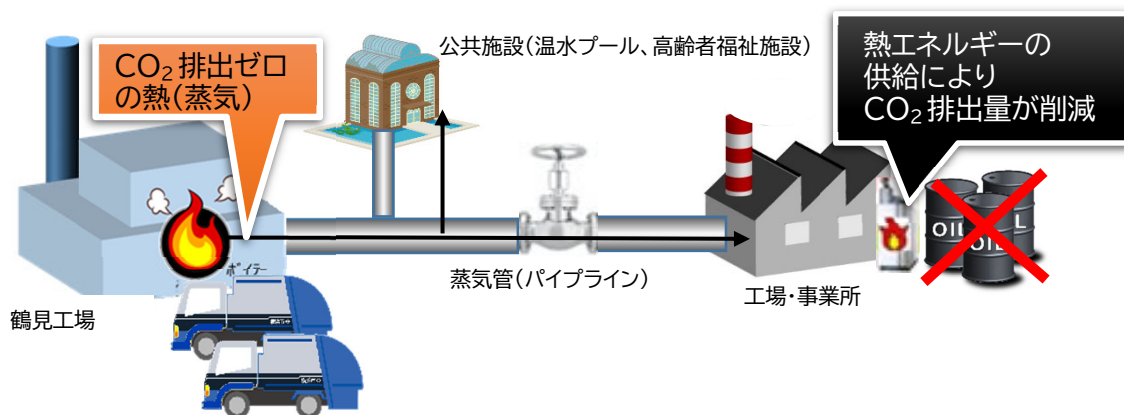
③ 将来を見据えた廃棄物処理施設の更新

- ごみ処理を将来にわたり安定的に継続していくため、老朽化が進む焼却工場や資源選別施設等の廃棄物処理施設の計画的な更新に向けた基礎的な調査、検討を行います。
- 旧磯子工場の建屋を活用している磯子検認所について、老朽化に伴い、移転に向けた検討を行います。

(2) 環境にやさしいエネルギーの創出と地域貢献

12,000 万円(前年度 0 万円)

- ・化石燃料で蒸気をつくり使用している事業者に対して、ごみの焼却に伴い発生する蒸気(環境にやさしいエネルギー(熱))を供給することで、鶴見区末広地区の CO₂排出量の削減に取り組みます。令和6年度は、蒸気を送るための設備の設計を行うとともに、工事にも着手します。



ごみ焼却「熱エネルギー」の末広地区での活用イメージ

- ・発電効率が良い工場での焼却を優先することで、環境にやさしいエネルギー(電気)を最大限創出します。
- ・環境にやさしいエネルギー(電気)について、民間事業者や市庁舎・区庁舎等で活用することで、市内での100%利用を継続します。

コラム7

「Zero Carbon Yokohama」の実現に向けて ～ごみ焼却工場の排ガスから CO₂を分離・回収、利用～

■ごみ焼却工場の排ガスから CO₂を分離・回収、利用

ごみ焼却工場の排ガス中に含まれる CO₂を分離・回収し、利用する技術(CCU※1)の確立に向け、東京ガス株式会社、三菱重工グループ企業※2と横浜市が、CO₂と水素を合成してメタンガスを生成する技術(メタネーション)の実証試験を行っています。

令和5年7月から、鶴見工場の排ガスから分離・回収した CO₂を、東京ガス横浜テクノステーションに輸送し、メタネーションに利用する、国内初となる地域連携での実証試験を開始しました。

令和6年度は、脱炭素化に必要となる CCU 技術の確立に向けて、実証試験を引き続き進めるとともに、メタネーション施設以外への CO₂活用拡大について、民間事業者からの提案を広く募集するなど、2050年の温室効果ガス排出実質ゼロに向けて取組を進めていきます。

※1 Carbon dioxide Capture and Utilization
(二酸化炭素の分離・回収、利用)の略

※2 三菱重工エンジニアリング株式会社、
三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社



■ 本市廃棄物処理施設の現状

本市では、家庭や事業所から排出される燃やすごみの焼却をはじめ、家庭から排出された缶・びん・ペットボトルの選別やし尿の受入等、様々な廃棄物処理・処分を行っています。

本市の廃棄物処理施設は昭和後期から平成初期にかけて建設されたものが多く、建設から30年以上の施設が8割以上となるなど、老朽化が進んでいます。

そのため、今後、様々な廃棄物処理施設において、老朽化対策のための施設整備が必要となります。

■ 廃棄物処理施設整備の基本的な考え方

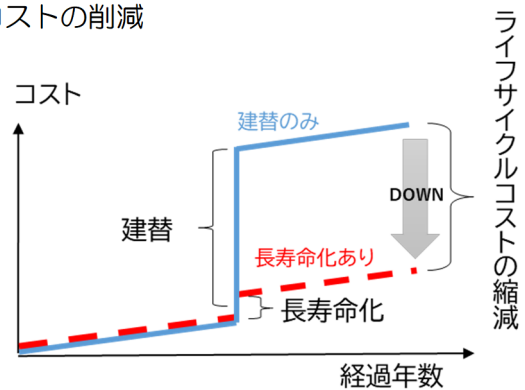
大規模補修や更新といった廃棄物処理施設の整備を行うにあたっては、本市公共施設の施設整備を行う上での基本計画である「横浜市公共施設等総合管理計画」の『公共施設のマネジメント3原則』に基づき、長寿命化や施設規模の効率化、財源の創出に配慮します。

■ 『公共施設のマネジメント3原則』に基づいた廃棄物処理施設整備の具体例

1 金沢工場の長寿命化対策によるライフサイクルコストの削減

劣化の進んだ基幹的設備の補修・更新工事などの長寿命化対策を行うことにより、施設の耐用年数を15年程度、延命化することが可能となります。

長寿命化対策を行うことで、単純に施設を更新する場合と比べ、工場のライフサイクルコストの大幅な削減が図れます。

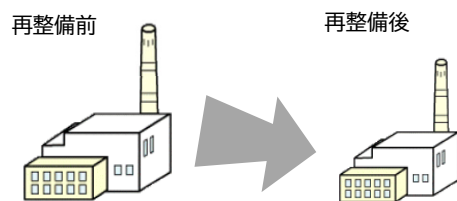


長寿命化によるライフサイクルコストの削減

2 保土ヶ谷工場再整備における処理規模のダウンサイジング

今後実施するプラスチック対策や人口動態などから将来のごみ量を予測し、再整備する保土ヶ谷工場の処理規模を日量1,200トンから1,050トンへダウンサイジングしました。

これにより、建設費の大幅な削減が図れました。



将来のごみ発生量にあわせ
処理規模をダウンサイジング

3 ごみ焼却工場の再整備・長寿命化対策における売電収入の増加

再整備にあたっては、国内トップクラスの高効率発電設備を導入、長寿命化対策では、発電設備を改造し、共に発電能力を向上させます。加えて、省エネ機器を多数導入することにより、売電収入を最大限確保します。

また、ごみ焼却工場で作られた電気はCO₂を排出しない環境にやさしいエネルギーであり、「Zero Carbon Yokohama」の実現にも大きく貢献します。

Ⅲ 事業概要

1 財源創出の取組

令和6年度予算編成は、持続可能な市政運営を実現するため、「財政ビジョン」「中期計画」「行政運営の基本方針」の『3つの市政方針』に基づき、全庁一丸となって『創造・転換』を理念とする財源創出に取り組みました。

<主な財源創出の取組>

事業名	財源創出の内容	財源創出額
「創造・転換」による財源創出(歳出削減の取組)		
10 款1項2目 資源集団回収促進事業	奨励金申請手続のオンライン化により、経費を削減	11 百万円
10 款2項1目 粗大ごみ処理事業	粗大ごみ処理手数料のキャッシュレス決済導入により、経費を削減	4 百万円
10 款2項1目 クリーンタウン横浜事業	喫煙関係のパトロールを健康福祉局と合同実施すること等により、経費を削減	7 百万円
10 款2項3・4目 南本牧最終処分場運営管理事業 南本牧廃棄物最終処分場埋立事業	南本牧最終処分場の祝日の営業日数を減らすことにより、経費を削減	7 百万円
その他の財源創出(決算等にあわせた見直し)		
10 款2項3目 処分地環境保全調査費	決算等を踏まえ委託内容を見直すことにより、経費を削減	9 百万円
10 款2項3・4目 南本牧最終処分場運営管理事業 南本牧廃棄物最終処分場埋立事業	契約種別の変更による電力使用料の単価の減により、経費を削減	17 百万円
10 款2項2目 工場環境保全調査費	決算等を踏まえ各委託業務に係る積算を見直すことにより、経費を削減	4 百万円
10 款3項1目 公衆トイレ維持管理費	過去の実績を踏まえ電気使用料・上下水道使用料を見直すことにより、光熱水費を削減	2 百万円
10 款3項1目 し尿処理総務管理費	し尿収集実績を踏まえ歳入額を見直すことにより、歳入を増加	+4 百万円
「創造・転換」による財源創出(歳入確保の取組)		
10 款1項2・3目、10 款2項3目 資源選別施設管理運営事業 3R広報啓発事業 発生抑制等推進事業 事務所等運営費 処分地管理費	事務所等の施設における屋外広告物の掲出、企業協賛やアプリへのバナー広告により、歳入を確保	+3 百万円
10 款2項4目 戸塚区品野町最終処分場特定支障除去等維持事業	産業廃棄物適正処理推進費補助金を活用することにより、歳入を確保	+5 百万円

合計:17 件 歳出削減 61 百万円、歳入確保 12 百万円

2 令和6年度資源循環局予算案総括表

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	増 ▲ 減	増 減 率
10款 資源循環費	48,169,328	42,071,190	6,098,138	14.5%
1項 資源循環管理費	23,548,418	23,218,063	330,355	1.4%
1目 資源循環総務費	15,389,030	15,293,620	95,410	0.6%
2目 減量・リサイクル推進費	5,981,822	5,533,554	448,268	8.1%
3目 事務所費	445,687	441,738	3,949	0.9%
4目 車両管理費	1,731,879	1,949,151	▲ 217,272	▲11.1%
2項 適正処理費	24,292,014	18,489,153	5,802,861	31.4%
1目 適正処理総務費	7,087,870	6,654,289	433,581	6.5%
2目 工場費	10,854,070	5,484,798	5,369,272	97.9%
3目 処分地費	6,009,189	5,999,827	9,362	0.2%
4目 産業廃棄物対策費	340,885	350,239	▲ 9,354	▲2.7%
3項 し尿処理費	328,896	363,974	▲ 35,078	▲9.6%
1目 し尿処理総務費	178,137	176,460	1,677	1.0%
2目 し尿処理施設費	150,759	187,514	▲ 36,755	▲19.6%
合 計	48,169,328	42,071,190	6,098,138	14.5%
財 源	19,931,659	17,013,069	2,918,590	17.2%
16款 分担金及び負担金	25,544	30,341	▲ 4,797	▲15.8%
17款 使用料及び手数料	5,535,990	5,508,528	27,462	0.5%
18款 国庫支出金	1,447,347	87,337	1,360,010	1557.2%
20款 財産収入	86,470	85,465	1,005	1.2%
21款 寄附金	1,211	938	273	29.1%
22款 繰入金	0	1,000	▲ 1,000	皆減
24款 諸収入	7,998,097	10,179,460	▲ 2,181,363	▲21.4%
25款 市債	4,837,000	1,120,000	3,717,000	331.9%
一 般 財 源	28,237,669	25,058,121	3,179,548	12.7%

3 主な事業内容

(単位：千円)

10 款 1 項 資源循環管理費						
10 款 1 項 1 目 資源循環総務費						
本年度	前年度	増▲減	本年度財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
15,389,030	15,293,620	95,410	0	0	4,938,616	10,450,414
事業内容						
(1) 職員人件費			15,274,558 千円[+102,149 千円]			
職員の給料、職員手当、共済費(事業主負担分)等 ※職員数 1,908 人(再任用職員 125 人含む。)						
(2) 厚生費等			93,373 千円[▲5,544 千円]			
職員の健康管理及び作業環境の維持、自動車事故対策に係る経費等						
(3) 減量・リサイクル施策推進事業			6,216 千円[▲630 千円]			
横浜市一般廃棄物処理基本計画の推進、減量・リサイクル施策の検討、審議会の運営等						
(4) その他管理費等			14,883 千円[▲565 千円]			
局内の事務費、一般廃棄物処理手数料の徴収事務、防災備蓄品の購入等						
10 款 1 項 2 目 減量・リサイクル推進費						
本年度	前年度	増▲減	本年度財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
5,981,822	5,533,554	448,268	0	0	2,994,414	2,987,408
事業内容						
(1) 3Rの推進			47,312 千円[+26,812 千円]			
リデュース・リユース・リサイクルの3Rを推進し、環境負荷を低減するライフスタイルへの転換を図るため、広報・啓発を通じて、市民・事業者の実践行動を推進します。 また、横浜 G30プラン、ヨコハマ3R夢プランに続く、ヨコハマ プラ 5.3(ごみ)計画の取組内容を、様々な広報媒体や機会を活用して、わかりやすくお伝えします。						

※[]内の数値は前年度事業費からの増減

(2) 分別・リサイクルの推進	4,677,231 千円[+482,534 千円]
① 分別・リサイクル推進事業	2,274,871 千円[+419,594 千円]
分別収集したプラスチック資源やスプレー缶、ガラス・陶磁器類等の燃えないごみなどの中間処理・資源化委託を実施します。	
② 資源選別施設管理運営事業等	2,402,360 千円[+62,940 千円]
分別収集した缶・びん・ペットボトルを、缶はアルミ缶・スチール缶、びんは無色・茶色・その他の色、ペットボトルに選別し、民間事業者へ引き渡し資源化します。	
(3) 家庭ごみの減量・リサイクルに向けた取組	1,017,072 千円[▲83,206 千円]
① 発生抑制等推進事業	24,016 千円[▲891 千円]
SDGs の達成、脱炭素化に向け、3Rの中で最優先に取り組むべきリデュース(発生抑制)を推進し、特にプラスチック対策及び食品ロス削減を進めます。	
② 環境事業推進委員等事業	19,886 千円[▲447 千円]
環境事業推進委員を委嘱し、3R行動の推進やまちの美化に地域と連携して取り組みます。また、3R 行動の推進等に功労のあった個人・団体を表彰し、活動の一層の定着を図ります。	
③ 資源集団回収促進事業	973,170 千円[▲81,868 千円]
自治会町内会等の地域の登録団体と回収事業者が契約して行う資源集団回収により、古紙・古布等を資源化します。また、資源集団回収の安定的な実施のため、登録団体と回収事業者へ奨励金を交付します。	
登録団体や回収事業者が行う奨励金申請手続等をデジタル化する資源集団回収オンラインシステムの運用を開始します。	
(4) 事業系ごみの適正処理・減量化の推進	237,268 千円[+22,454 千円]
① 事業系ごみ適正処理・減量化推進事業等	196,621 千円[+20,704 千円]
「食べきり協力店」や「横浜市食の3Rきら星活動賞」を通じ、食品ロス削減の取組を進めます。また、3R活動の促進のため、大規模事業所等への立入調査を行うとともに、プラスチック対策としてリサイクル等を働きかけます。横浜市役所も一事業者として率先して3R活動に取り組みます。	
② 事業系ごみ適正搬入推進事業等	40,647 千円[+1,750 千円]
焼却工場において搬入物検査を実施し、産業廃棄物等の不適正搬入を防止します。また、一般廃棄物処理業者への立入調査、関係法令や交通安全の講習会等により適正処理を推進します。	
(5) 国際協力事業	2,939 千円[▲326 千円]
各国が抱えている廃棄物の課題解決に向け、国やJICA等と連携して支援を実施します。	

※[]内の数値は前年度事業費からの増減

(単位：千円)

10 款 1 項 3 目 事務所費						
本年度	前年度	増▲減	本年度財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
445,687	441,738	3,949	0	0	32,755	412,932
事業内容						
(1) 事務所等運営費			400,091 千円 [+6,570 千円]			
収集事務所等の維持管理を行います。						
(2) 事務所等整備補修費			45,596 千円 [▲2,621 千円]			
収集事務所等の整備・補修を実施します。						
10 款 1 項 4 目 車両管理費						
本年度	前年度	増▲減	本年度財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
1,731,879	1,949,151	▲217,272	0	270,000	8,587	1,453,292
事業内容						
(1) 車両維持管理費等			501,905 千円 [▲6,033 千円]			
収集車両の維持管理や燃料の調達等を行います。						
(2) 車両調達費			1,229,974 千円 [▲211,239 千円]			
ごみの収集運搬業務等で使用する車両を調達します。						

※[]内の数値は前年度事業費からの増減

10 款 2 項 適正処理費						
10 款 2 項 1 目 適正処理総務費						
本年度	前年度	増▲減	本年度財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
7,087,870	6,654,289	433,581	0	0	147,625	6,940,245
事業内容						
(1) 家庭ごみの収集運搬			6,915,766 千円[+432,843 千円]			
① 家庭ごみ収集運搬業務委託事業			4,049,824 千円[+312,999 千円]			
家庭から排出されたプラスチック資源及び缶・びん・ペットボトルの収集運搬業務を、民間事業者へ委託し実施します。						
② 中継輸送業務委託等			733,072 千円[+7,816 千円]			
家庭ごみ収集運搬業務の効率化や焼却工場の安定稼働を支える中継輸送施設の管理運營業務等を、民間事業者等へ委託し実施します。						
③ 粗大ごみ処理事業			1,973,521 千円 [+74,449 千円]			
粗大ごみの受付業務及び収集業務等を、民間事業者等へ委託し実施します。 また、インターネット申込み等における粗大ごみ処理手数料の支払方法に電子決済を導入します。						
④ 適正処理総務管理費等			159,349 千円[+37,579 千円]			
課題を抱える集積場所の環境改善、ふれあい収集やいわゆる「ごみ屋敷」の解消など、ごみの排出に係る支援に取り組みます。						
(2) きれいなまち横浜の推進			172,104 千円[+738 千円]			
① クリーンタウン横浜事業			164,386 千円[+801 千円]			
来街者が多く訪れる都心部における清掃委託を強化するほか、清掃活動・美化活動に取り組む企業や団体を支援し、地域や市民・事業者と連携した美化活動を推進します。 喫煙禁止地区では、喫煙禁止地区等指導員による巡回指導を行い、歩きたばこ防止や喫煙マナー向上に取り組めます。						
② 不法投棄等対策事業			7,718 千円[▲63 千円]			
不法投棄の防止を図るほか、不法投棄された廃棄物の対応を行います。また、「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に基づき、放置自動車を撤去、処分します。						

※[]内の数値は前年度事業費からの増減

10 款 2 項 2 目 工場費						
本年度	前年度	増▲減	本年度財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
10,854,070	5,484,798	5,369,272	1,447,347	4,558,000	4,777,608	71,115
事業内容						
(1) 焼却工場の管理・運営			5,584,095 千円[+746,999 千円]			
① 工場運営費等			2,834,539 千円[+21,964 千円]			
ごみの焼却処理に必要な薬品の購入や焼却灰の運搬業務委託等を実施します。また、焼却工場 で創出した電力等を売却し、財源を確保します。						
② 工場補修費等			2,749,556 千円[+725,035 千円]			
焼却工場のプラント設備等の補修や整備を実施します。						
(2) 保土ヶ谷工場再整備事業			4,628,010 千円[+4,441,726 千円]			
保土ヶ谷工場の再整備に向け、事業者と契約します。また、中継輸送施設の建設を行います。						
(3) 金沢工場長寿命化対策事業			16,325 千円[+16,325 千円]			
焼却炉等改修工事の契約、浸水対策工事の設計を行います。						
(4) 焼却灰資源化事業			17,788 千円[▲6,332 千円]			
焼却灰の資源化を実施します。						
(5) 工場環境保全調査費等			97,999 千円[▲1,132 千円]			
環境法令等に基づき、排出ガスや排水等の有害物質の調査を実施します。また、ごみの組成調査を 実施します。						
(6) 港南工場跡地活用事業			509,853 千円[+171,686 千円]			
済生会横浜市南部病院の移転・再整備のため、既存建物の解体の経費負担を行います。						

※[]内の数値は前年度事業費からの増減

10 款 2 項 3 目 処分地費						
本年度	前年度	増▲減	本年度財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
6,009,189	5,999,827	9,362	0	0	74,848	5,934,341
事業内容						
(1) 最終処分場の管理・運営			716,375 千円[+18,060 千円]			
① 南本牧最終処分場の管理・運営			357,410 千円[+3,870 千円]			
南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場の管理・運営を適正に行います。また、最終処分場の安定稼働が継続できるよう、排水処理施設の補修・更新を計画的に実施します。						
② 埋立てを終了した最終処分場の管理・運営			358,965 千円[+14,190 千円]			
埋立てを終了した最終処分場の排水処理施設や神明台処分地スポーツ施設の管理・運営等を適正に行います。また、最終処分場跡地の有効活用拡大についても、引き続き取り組んでいきます。						
(2) 南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場整備事業			5,267,017 千円[±0 千円]			
南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場の整備に係る既設外周護岸等の負担金を支出します。						
(3) 処分地環境保全調査費			25,797 千円[▲8,698 千円]			
環境法令等に基づき、排水や汚泥等の有害物質等の調査、周辺環境に対する影響調査を実施します。						

※[]内の数値は前年度事業費からの増減

10 款 2 項 4 目 産業廃棄物対策費						
本年度	前年度	増▲減	本年度財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
340,885	350,239	9,354	0	0	593,903	▲253,018
事業内容						
(1) 産業廃棄物の適正処理			84,864 千円[+1,099 千円]			
① 排出事業者指導費等			24,217 千円[+5,736 千円]			
<p>産業廃棄物の発生抑制、減量化、資源化及び適正処理を推進するため、排出事業者・処理施設・許可業者への立入調査や多量排出事業者への指導を実施するとともに、プラスチック対策として多量に排出する事業者にリサイクル等を働きかけます。また、廃棄物処理法及び自動車リサイクル法に基づく許可申請に対する審査を進めるとともに、建設リサイクル法の的確な運用を図ります。</p>						
② 不適正処理監視・指導強化事業			20,131 千円[+252 千円]			
<p>産業廃棄物等の不適正処理に対し迅速な対応を図るとともに、違法事案に対して監視・指導を実施します。</p>						
③ PCB 適正処理推進費			40,516 千円[▲4,889 千円]			
<p>市内事業者に対し、低濃度PCBが使用された電気機器の保有確認及び処分期間内の適正処理を促します。また、保管事業者が処理を行わない高濃度PCB廃棄物が発生した場合は、本市が行政代執行により処理します。</p>						
(2) 南本牧最終処分場埋立事業等			148,422 千円[+2,665 千円]			
<p>市内中小企業等の産業廃棄物の受入れを行い、産業廃棄物の埋立業務や排水処理施設の管理・運営に要する経費を支出します。</p>						
(3) 戸塚区品濃町最終処分場特定支障除去等維持事業			107,599 千円[▲13,118 千円]			
<p>公共水域の汚染の拡散を防止するため、処分場内外に設置している井戸で汚水を汲み上げ、排水処理施設で浄化し、下水道に放流します。</p> <p>行政代執行に要した費用については、引き続き、原因者へ費用求償を行います。</p>						

※[]内の数値は前年度事業費からの増減

10 款 3 項 し尿処理費						
10 款 3 項 1 目 し尿処理総務費						
本年度	前年度	増▲減	本年度財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
178,137	176,460	1,677	0	0	78,896	99,241
事業内容						
(1) し尿処理総務管理費等			92,657 千円[+996 千円]			
下水道が普及していない世帯や工事現場等の仮設トイレについて、し尿のくみ取りを行います。また、市内の浄化槽の設置審査や維持管理の指導等を実施します。						
(2) 公衆トイレ維持管理費			85,480 千円[+681 千円]			
市内公衆トイレの清掃や維持管理を行います。						
10 款 3 項 2 目 し尿処理施設費						
本年度	前年度	増▲減	本年度財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
150,759	187,514	▲36,755	0	9,000	60	141,699
事業内容						
(1) 礫子検認所費等			109,659 千円[+25,000 千円]			
市内でくみ取りしたし尿及び浄化槽汚泥等について、礫子検認所で前処理した後、水再生センターへ圧送します。また、施設の管理・運營業務を委託により実施します。						
(2) 災害対策用トイレ整備事業			28,427 千円[▲23,978 千円]			
地域防災拠点等に配備しているトイレパックの更新を実施します。また、トイレパックの備蓄など、家庭での取組について引き続き啓発を実施します。						
(3) 公衆トイレ整備事業			12,673 千円[▲37,777 千円]			
民間事業者と連携した公共トイレ協力店の取組を実施し、市民の皆様が安心して外出できる環境を整えます。						

※[]内の数値は前年度事業費からの増減



横浜市一般廃棄物処理実施計画

一般廃棄物処理実施計画

1 目的

一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成4年9月横浜市条例第44号。以下「条例」という。）に基づき、横浜市の一般廃棄物の処理に関する事業計画を単年度ごとに定めるものである。

2 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 一般廃棄物処理計画

(1) 処理計画量

ア ごみと資源の処理計画量（家庭系のごみ量と資源化量及び事業系のごみ量）：約 105.3 万トン

イ し尿等処理計画量（し尿及び浄化槽等汚泥）：約 33,868キロリットル

(2) 重点的な取組

ア 温室効果ガスの主な排出要因である、プラスチックごみの焼却量削減に重点的に取り組む。特に、プラスチックごみの分別・リサイクルを着実に進め、脱炭素化に向けた市民一人ひとりの行動変容に向けた取組を加速する。

(ア) プラスチック製容器包装に、新たにプラスチックのみでできた製品を加え、「プラスチック資源」として収集を開始する。10月から9区で、令和7年4月からは全18区で実施する。

(イ) 様々な手段・媒体を通じた広報啓発や環境学習を通じて、新しい分別ルールの理解促進や脱炭素化に向けた市民の行動変容につなげていく。

(ウ) 事業者による自主回収や店頭回収の取組状況の発信をはじめ、発生抑制・リサイクルに向けた事業者への働きかけや支援を行う。

イ ごみ出しの支援やごみ処理手のデジタル化、まちの美化対策など多様な市民ニーズに着実に対応するとともに、安定したごみの収集・運搬・処理・処分を実施し、市民生活と市内経済を支える。

(ア) 高齢化に伴うごみ出し支援や、申請手続等のデジタル化、近年頻発している大規模な災害への備えなど、多様な社会ニーズに着実に対応する。

(イ) 清潔できれいなまちづくりを推進するため、多くの来街者が訪れる主要駅などにおける地域と連携した美化活動や、歩きタバコ・ポイ捨て防止等の取組を進める。

(ウ) ごみの収集・運搬・処理・処分をいかなるときも着実に進め、市民生活と市内経済の安心安全を支える。

ウ 保土ヶ谷工場の再整備をはじめ、将来を見据えた施設整備を計画的に実施する。また、「環境にやさしいエネルギー」を最大限創出し、市内での利活用を進める。

(ア) 保土ヶ谷工場の再整備や金沢工場の長寿命化対策を進め、将来にわたって安全で安定的なごみ処理体制を確保する。

(イ) 老朽化が進む焼却工場や資源選別施設、し尿処理施設などについて、再整備に向けた検討を進める。

(ウ) 環境にやさしいエネルギー（電気）を最大限創出するとともに、市内100%活用に向けて取り組む。

(3) 主な事業内容

ア プラスチック対策の推進

(ア) プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大

これまでのプラスチック製容器包装に、新たにプラスチックのみでできた製品を加え、「プラスチック資源」として収集を開始する。10月に9区で、令和7年4月からは全18区で実施する。

収集したプラスチック資源は、市内の中間処理施設（民間施設）において異物を除去して圧縮・梱包し、容器包装リサイクル法に基づく指定法人（以下「指定法人」という。）を通じて再商品化事業者へ引き渡してリサイクルする。

ヨコハマG30プラン以来、約20年ぶりの分別ルールの変更となるため、新しいルールをご理解いただけるよう、丁寧な説明を行う。併せて、プラスチックごみの発生抑制、脱炭素化の取組についてもお伝えしていく。

「ごみと資源物の分け方・出し方」パンフレットの全戸配布、分別検索システムである「横浜市ごみ分別アプリ」や「ミクシヨナリー」等の改修を行う。

(イ) プラスチックごみの発生抑制・リサイクルに向けた取組

a 市民の行動変容に向けた取組

ストローやスプーン、フォーク等使い捨てとなるプラスチックを削減するため、SNSや広報紙等で行動を呼びかけるとともに、小売店と連携した啓発キャンペーンを実施する。

市内の専門学校生との連携により制作した広報ツールを活用し、マイボトルやマイボトルスポットの利用を促す。

b 事業者への働きかけ・支援

廃棄物処理業者との情報共有・意見交換等により、プラスチックごみの排出状況を効率的に把握し、排出事業者への立入調査や講習会等を通じた発生抑制の働きかけを実施するとともに、ペットボトルの水平リサイクルといった事業者の新たな取組に対して支援を行う。

製造・販売事業者による自主回収や店頭回収・リサイクル等の取組に市民の皆様が参加協力いただけるよう、新たに各事業者の取組状況をウェブサイトで発信する。

地域メディアと連携して、テレビ、新聞、ウェブサイト等を活用し、企業・団体のプラスチック削減の取組について発信する。

イ 食品ロス削減の推進

(ア) 価値観の醸成ときっかけづくり

未就学児や小学生を中心に、ゲーム要素を取り入れた学びや野菜の栽培・収穫体験など、楽しみながら学べる出前教室を実施する。

10月の食品ロス削減月間や季節行事に合わせ、集中的な広報・啓発や小売店店頭などでのイベントを実施する。

市内の企業や団体に対するフードドライブの実施に必要な物品の貸出しや市内で実施しているフードドライブ情報を発信する。

(イ) 場面に応じた実践行動の推進

適量購入の呼びかけや食材の上手な保存方法など、日常生活の中で手軽に取り組める行動を働きかける。

余りがちな食材を活用したレシピコンテストの実施や学生が考えたレシピを活用し、啓発を行う。

(ウ) 事業者等との連携・共有

食品廃棄物の排出量が多い製造事業者に対し、新たに実態調査を行い食品ロス削減の取組を求めていく。販売事業者に対しても、引き続き食品ロス削減を働きかけていく。

食べきり協力店の登録拡大や利用促進を図り、飲食店等における食品ロス削減を推進する。

ナッジの考え方・手法をまとめたリーフレットや動画を活用し、飲食店や小売店におけるナッジを活用した取組を進める。

。

フードシェアリングやフードドライブなど、食品ロス削減に意欲的な事業者の取組の発信や先駆的に取り組む事業者等を表彰する。

事業者や国際機関等と連携した食をテーマとしたイベントや環境学習を実施する。

(エ) 生ごみの減量・リサイクル

講習会の実施や動画の活用など、土壌混合法を取り組むきっかけづくりを進める。

地域で生ごみのリサイクル活動を実施していただく団体を支援するため、活動に必要な物品を支給する。

ウ 環境学習・普及啓発の推進

(ア) 環境学習の推進

a 子どもたち(未就学児・小学生・中学生)への取組

保育園・幼稚園・小学校で、ごみの分別・リサイクルのゆくえを学ぶ出前教室や収集車を使った収集体験などを行う。

市内の小学4年生を対象に、焼却工場・資源選別施設・最終処分場などにおいて社会科見学の受入れを行うとともに、授業の学習補助教材として副読本を配付する。

分別や3R、まちの美化につながる行動へのきっかけとするため、小・中学生を対象としたポスターコンクールを実施する。

b 若者・大人への取組

「環境学習プログラム」を活用し、高校生・大学生をはじめとした様々な世代を対象にした環境について学ぶ機会を提供する。

プラスチック対策や食品ロス削減等をテーマとした出前教室を開催することで、ごみの分別や発生抑制の取組を促し、脱炭素化や「GREEN×EXPO 2027」の機運醸成につなげる。

(イ) 普及啓発の取組

a 対面での普及啓発

地域での説明会の実施や小売店の店頭、区民まつりや工場啓発イベント等を活用し、対面による啓発を実施する。
本市に転入される方には、区役所での転入手続き時に関連資料を配付するなど、対象者に合わせた啓発を実施する。
在住外国人に対しては、国際交流ラウンジなどの関係機関と連携し、日本語教室や外国人コミュニティでの説明会、インターナショナルスクールでの出前教室を実施する。

b デジタルを活用した普及啓発

動画投稿サイトやSNSを活用し、デジタルに慣れた方向けの広報啓発を実施する。
分別検索システムである「横浜市ごみ分別アプリ」や「ミクシヨナリー」等の利用を促す。
在住外国人向けに英語、中国語に加え、新たに韓国語に対応した「ミクシヨナリー」を開設する。

エ 多様な社会ニーズへの対応

(ア) 高齢化やごみ出しに関する課題への対応

a 集積場所の適切な維持管理への支援

ごみ出しマナーの徹底や小動物によるごみの散乱など、地域だけでは解決することが難しい課題を抱えた集積場所について、地域と協働し、集積場所の環境改善に取り組む。

b ふれあい収集等の着実な対応

ごみ出しが困難なひとり暮らしの高齢者や障害のある方々を対象として、玄関先等からごみを収集する「ふれあい収集」や敷地内又は屋内まで入って粗大ごみを収集する「持ち出し収集」について、高齢化の進展などによってニーズが増加する中でも着実に実施する。

c いわゆる「ごみ屋敷」問題への対策

物の堆積による不良な生活環境の解消を図るため、区役所や健康福祉局と連携しながら、「ごみ屋敷」の解消や再発防止に向けた取組を進める。

(イ) まちの美化の推進

a 地域の美化活動の推進

横浜駅周辺やみなとみらい21地区などの美化推進重点地区の歩道清掃を実施する。特に、多くの来街者の玄関口となる横浜駅周辺などでは、「GREEN×EXPO 2027」の開催に向けて、区役所や地域と連携して地域の実情に応じた美化活動を推進する。

市内河川と周辺のポイ捨てごみの現状を環境学習や啓発活動の際に伝えることで、海洋プラスチックごみ問題をより身近に感じていただき、ごみのポイ捨て防止や清掃活動への参加など環境への意識向上を図る。また、ごみ拾い活動SNSを活用して清掃活動の活性化に取り組む。

不法投棄されやすい場所への注意喚起看板の設置や夜間監視パトロールを行うなど、不法投棄・放置自動車等の防止策を実施する。

b 喫煙禁止地区の取組や歩きタバコ、吸い殻のポイ捨ての防止

吸い殻の散乱やタバコの火による市民等への被害を防ぐため、喫煙禁止地区において、喫煙禁止地区等指導員による巡回指導を着実に実施し条例の浸透を図る。

喫煙禁止地区以外の市内主要駅周辺において、健康福祉局と連携し、歩きタバコ・ポイ捨て防止パトロールを実施する。

吸い殻のポイ捨てや歩きタバコを防止するため、ポスターや看板等の設置により、喫煙ルールの徹底を図る。

c 公衆トイレの維持管理・トイレに困らないまちづくり

市民の皆様が衛生的かつ快適に公衆トイレを利用できるよう、引き続き日常清掃や修繕等の維持管理を行う。
民間事業者と連携した公共トイレ協力店の取組を実施し、市民の皆様が安心して外出できる環境を整える。

(ウ) 災害への備え

a 強靱な処理体制の構築

津波や高潮の発生時においても焼却工場の機能が維持できるよう、沿岸部にある鶴見工場と金沢工場で止水壁の設置や工場敷地内の道路の一部の高さを上げるなどの浸水対策を実施している。令和6年度は、金沢工場の長寿命化対策工事にあわせて、浸水対策工事の設計を実施する。

b 災害時におけるトイレ対策

建替え中の地域防災拠点を除き、令和5年度に下水直結式仮設トイレ（通称：災害用ハマッコトイレ）の整備が完了し

た。引き続き維持管理を行うとともに、地域防災拠点の訓練等において啓発を実施する。

災害時に水洗トイレが使えないときに備えて、家庭でのトイレパックの備蓄について引き続き啓発を実施する。

地域防災拠点等に備蓄している品質保証期間を過ぎたトイレパックを更新する。

(e) 廃棄物分野における国際協力

a Y-POR T事業を通じた支援

ベトナム国ダナン市の廃棄物に関する課題の解決に向け、「JICA草の根協力事業 第2期事業」では、廃棄物管理に関するデータ収集及び活用手法の確立、モデル地区における収集体制の強化や分別活動の実施、各種計画の策定に向けた支援を行う。

b アフリカ諸国・都市への支援

本市は「アフリカのきれいな街プラットフォーム」(ACCP)における研修拠点となっている。アフリカ諸国・都市の行政官に対し、本市やJICA、事業者が連携し、アフリカの廃棄物管理向上に向けた研修を実施する。

2025年に横浜で開催されるTICAD9の機運醸成に取り組む。

c 視察受入れの実施

廃棄物処理施設等における視察受入れや国際会議への参加を通じて、海外向けに本市の廃棄物管理の取組のPRや研修等を行う。

オ 安定したごみの収集・運搬・処理・処分

(ア) 家庭ごみの安定的な収集運搬の推進

a 家庭ごみの収集運搬

集積場所に分別して出された家庭ごみの収集運搬を安定的かつ効率的に実施する。

b 粗大ごみの受付・収集

デジタルツールの活用により、市民の皆様にご24時間いつでも粗大ごみの収集のお申込みや粗大ごみ処理手数料のお支払いができる環境を提供する。

事前申込なしによる粗大ごみ自己搬入の実証実験結果を踏まえ、令和6年度から本格実施する。

(イ) リサイクルの推進

a 資源物のリサイクル

缶・びん・ペットボトルは、市内4か所の選別施設(鶴見、金沢、緑、戸塚)において、品目別に選別・圧縮・梱包し、売却又は指定法人へ引き渡してリサイクルする。

プラスチック製容器包装は、市内3か所の中間処理施設(民間施設)において、異物を除去して圧縮・梱包し、指定法人を通じて再商品化事業者へ引き渡してリサイクルする。なお令和6年10月からは、新たに9区でプラスチック資源の中間処理・リサイクルを実施する。

b 資源集団回収の実施

自治会町内会等の地域の登録団体と回収事業者が契約して行う資源集団回収により古紙・古布等をリサイクルする。また、資源集団回収の安定的な実施のため、登録団体と回収事業者に奨励金を交付する。

4月から新たに資源集団回収オンラインシステムの運用を開始し、登録団体や回収事業者が行う奨励金申請手続等をデジタル化することで、負担軽減・効率化を図る。

(ウ) 環境に配慮した安全で安定的なごみ処理の推進

a 安全で安定的なごみ処理と施設の維持管理

安全で安定的なごみの処理体制を確保していくため、焼却工場や資源選別施設等の廃棄物処理施設では、法定点検の実施に加え、施設及び機器の劣化状況を把握し、計画的に補修・更新を行うことで施設の安定稼働を図る。

b 南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場の維持管理

最終処分場では、護岸等の定期的な点検と排水処理施設の補修を計画的に実施し、安定稼働を図る。また、市内唯一の一般廃棄物最終処分場である南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場を長く大切に使うため、焼却灰の資源化を実施する。

c 焼却工場・最終処分場の環境測定

焼却工場からの排出ガスや最終処分場からの排水等を測定して環境法令の基準を遵守していることを確認する。また、市民の皆様が安心して暮らしていただけるよう、測定結果をウェブサイトで公表し、これらの施設が適正に維持管理されていることをお知らせする。

(エ) 事業系ごみの適正処理

廃棄物の保管や処理に関する届出の審査に加え、事業者が集まる講習会や関係団体等を通じた周知・啓発を行うことにより、事業系ごみの不適正処理を未然に防止する。

焼却工場における搬入物検査や届出内容を確認するための事業所への立入調査、市民からの通報に基づく現地調査を適切に行うとともに、不適正事案に対しては違反者への行政指導・処分を行い、事業系ごみの適正処理の推進に取り組む。

カ 将来を見据えた施設整備

(ア) 廃棄物処理施設の再整備等の実施・検討

a 保土ヶ谷工場の再整備

ごみ処理を将来にわたり安定的に継続していくため、保土ヶ谷工場の再整備を行う。令和6年度は、工場新設に係る設計を行うとともに既存工場の解体を行う。

工場再整備時に、燃やすごみの中継輸送機能を確保するため、敷地内に新たな中継輸送施設の建設を行う。

b 金沢工場の長寿命化対策

老朽化が進んだ焼却炉やボイラー設備など主要設備の大規模改修を行い、延命化を図る。令和6年度は、焼却炉のプラント工場の契約を行う。

c 将来を見据えた廃棄物処理施設の更新

ごみ処理を将来にわたり安定的に継続していくため、老朽化が進む焼却工場や資源選別施設等の廃棄物処理施設の計画的な更新に向けた基礎的な調査、検討を行う。

旧磯子工場の建屋を活用している磯子検認所について、老朽化に伴い、移転に向けた検討を行う。

(イ) 環境にやさしいエネルギーの創出と地域貢献

化石燃料で蒸気をつくり使用している事業者に対して、ごみの焼却に伴い発生する蒸気（環境にやさしいエネルギー（熱））を供給することで、鶴見区末広地区のCO₂排出量の削減に取り組む。令和6年度は、蒸気を送るための設備の設計を行うとともに、工事にも着手する。

発電効率が良い工場での焼却を優先することで、環境にやさしいエネルギー（電気）を最大限創出する。

環境にやさしいエネルギー（電気）について、民間事業者や市庁舎・区庁舎等で活用することで、市内での100%利用を継続する。

(4) 収集・運搬計画

ア 区域

横浜市全域

イ 分別の区分と排出・収集運搬方法

(ア) 家庭ごみ

a 行政回収

(a) 燃やすごみ、燃えないごみ、スプレー缶、乾電池、プラスチック製容器包装、缶・びん・ペットボトル、小さな金属類、粗大ごみ、プラスチック資源

	分別の区分		排出方法		収集運搬方法
		説明			
1	燃やすごみ	この表の2から9までの項及び3(4)イ(ア)a(b)古紙及び古布に属さないもの	集積場所(集積場所を利用しようとする市民等が協議のうえ位置を定め、その場所を市に)	透明若しくは半透明の袋で、又は透明若しくは半透明の袋に入れふた付きの容器で排出。	週2回、集積場所にて収集(燃やすごみの日に収集。)(※1)
2	燃えないごみ	ガラス製品(この表の6項に該当するものを除く。)、陶磁器製品、その他焼却しないもの及び蛍光灯、電球	申し出て、市が収集可能であると確認した場所のみとする。)ごと	購入時の箱や新聞紙などで包み、製品名を表示して排出。	
3	スプレー缶	主として金属でできているエアゾール缶(カートリッジ式ガスボンベを含む。)	に指定された曜日の朝8時までに排出。(※	中身を出し切り、透明又は半透明の袋で排出。	
4	乾電池	一次電池のうち、マンガン乾電池、アルカリ乾電池、ニッケル系一次電池、リチウム電池	1)(※2)	透明又は半透明の袋で排出。	

5	プラスチック製容器包装 (※3) (※4)	<p>商品の容器包装のうち、主としてプラスチック製のもの(この表の6項に該当するものを除く。)であって、次に掲げるもの</p> <p>(1) 箱及びケース</p> <p>(2) 瓶</p> <p>(3) たる及びおけ</p> <p>(4) カップ形の容器及びコップ</p> <p>(5) 皿</p> <p>(6) くぼみを有するシート状の容器</p> <p>(7) チューブ状の容器</p> <p>(8) 袋</p> <p>(9) (1)から(8)までに掲げるものに準ずる構造・形状等を有する容器</p> <p>(10) 容器の栓・ふた・キャップその他これらに類するもの</p> <p>(11) 容器に入れられた商品の保護又は固定のために、加工・当該容器への接着等がされ、当該容器の一部として使用される容器</p> <p>(12) 包装</p>		<p>中身を残さないようにし、容器を軽くすすぐ又はふいて、透明若しくは半透明の袋で、又は透明若しくは半透明の袋に入れふた付きの容器で排出。</p>	<p>週1回、集積場所にて収集(プラスチック製容器包装の日に収集)。(※1)</p>
6	缶・びん・ペットボトル	<p>商品の容器のうち、</p> <p>缶：鋼製又はアルミニウム製の缶(カップ形のものを含む。)であって、飲食品(飲み薬を含む。以下「飲食品」という。)が充てんされたもの</p> <p>びん：主としてガラス製の①瓶、②カップ形の容器及びコップ、③皿、④①～③に準ずる構造・形状等を有する容器であって、飲食品が充てんされたもの</p> <p>ペットボトル：主としてポリエチレンテレフタレート製の瓶又はそれに準ずる構造・形状等を有する容器であって、飲料、しょうゆ、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢又はドレッシングタイプ調味料が充てんされたもの</p>		<p>ふた(缶はふたと本体が分離した場合に限る。)やラベルははずして中を軽くすすぎ、缶・びんはつぶさず、ペットボトルはつぶし、缶・びん・ペットボトルを一緒に透明若しくは半透明の袋に入れふた付き容器で排出。</p>	<p>週1回、集積場所にて収集(缶・びん・ペットボトルの日に収集)。(※1)</p>
7	小さな金属類	<p>主として金属でできているもの(以下「金属製」という。)で、一辺が30センチメートル未満のもの(この表の3項及び6項に該当するものを除く。)及びかさの骨</p>		<p>袋に入れずに排出(ただし、細かくて散乱するおそれのあるものは透明又は半透明の袋に入れる。刃物等危険なものは新聞紙などで包み製品名を表示して排出。)</p>	
8	粗大ごみ	<p>金属製のもので、一辺が30センチメートル以上のもの及び金属製以外で50センチメートル以上のもの(かさの骨、蛍光灯、この表の3項及び6項のびん・ペットボトルに該当するもの、3(4)イ(ア) a</p>	<p>次のいずれかの方法による。</p> <p>(1) 電話又はインターネットによる申込み後、粗大ごみ収集シール(手数料納付済みのもの。)又は、受付番号を記載した紙(電子決済により手数料を納付した場合)を貼付して、指定された</p>		<p>申込みの際に指定した日及び場所にて収集。</p>

		(b)古紙及び古布に該当するものを除く。 。)	日の朝8時まで指定された場所へ排出。 (2) 電話又はインターネットによる申込み後、粗大ごみ収集シール(手数料納付済みのもの。)を貼付して、排出者自らが3(4)エに定める搬入先に搬入。(※5)		
9	プラスチック資源(※4)	プラスチック製容器包装: 商品の容器包装のうち、主としてプラスチック製のもの(この表の6項のペットボトルに該当するものを除く。)であって、次に掲げるもの (1) 箱及びケース (2) 瓶 (3) たる及びおけ (4) カップ形の容器及びコップ (5) 皿 (6) くぼみを有するシート状の容器 (7) チューブ状の容器 (8) 袋 (9) (1)から(8)までに掲げるものに準ずる構造・形状等を有する容器 (10) 容器の栓・ふた・キャップその他これらに類するもの (11) 容器に入れられた商品の保護又は固定のために、加工・当該容器への接着等がされ、当該容器の一部として使用される容器 (12) 包装 プラスチック製品: プラスチックのみでできているもの(広げると50センチメートル以上のもの、厚みがあって固いもの(厚さ5ミリメートル以上)及び感染性のおそれのあるもの並びにプラスチック製容器包装、この表の6項のペットボトルに該当するものを除く。)	集積場所(集積場所を利用しようとする市民等が協議のうえ位置を定め、その場所を市に申し出て、市が収集可能であると確認した場所のみとする。)ごとに指定された曜日の朝8時まで排出。 (※1)(※2)	中身が入っていたものについては、中身を残さないようにし、容器を軽くすすぐ又はふいて、一緒に透明若しくは半透明の袋で、又は透明若しくは半透明の袋に入れふた付きの容器で排出。	週1回、集積場所にて収集(プラスチック資源の日に収集)。(※1)

※1 ふれあい収集における排出方法及び収集運搬方法については、対象者との取決めによる。

※2 集積場所への排出のほか、排出者自らが、ごみが発生した場所に存する区域の資源循環局事務所(北部事務所を除く。)に申込み、1項は3(5)ア(ア)に定める施設のうち燃やすごみの区分に対応した施設、2項(蛍光灯及び電球を除く。)は南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場に搬入することができる。

また、この表の2から7までの項については、排出者自らが、資源循環局事務所(緑事務所、栄事務所及び北部事務所を除く。)、長坂谷ストックヤード(緑区寺山町745番地の45)及び栄ストックヤード(栄区上郷町1,570番地の1)へ持ち込むことができる。なお、この表の9項については、10月から、旭区、泉区、磯子区、金沢区、港南区、瀬谷区、戸塚区、中区の資源循環局事務所及び栄ストックヤード(栄区上郷町1,570番地の1)へ持ち込むことができる。

※3 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)第2条第2項及び第3項に規定する「特定容器」及び「特定包装」のうち、主としてプラスチック製の容器包装(ペットボトル以外のもの。)のこと(ただし、在宅医療により排出されるビニールバッグ類については「燃やすごみ」として排出。)

※4 9項プラスチック資源については、10月から、旭区、泉区、磯子区、金沢区、港南区、栄区、瀬谷区、戸塚区、中区にて5項「プラスチック製容器包装」に代わり適用される。

※5 令和6年度中に実施する、事前申込なしで現地にて手数料を納付しての搬入については、3(4)エに定める搬入先のうち、栄ストックヤードとする。

(b) 古紙及び古布

	分別の区分		排出方法	収集運搬方法
		説明		
1	古紙	新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙(新聞、段ボール、紙パック、雑誌以外の紙)(汚れが著しいもの、銀紙、裏カーボン紙、内側がアルミ張りの紙パック、捺染紙(アイロンプリント用熱転写紙)、感熱発泡紙、ヨーグルト・アイスクリームの紙製容器、カップ麺の紙製容器、洗剤の紙製容器、石けんの個別包装紙は除く。)	新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙を種類ごとにまとめ、ひもでしばって排出(その他の紙で大きさの揃わないものや、細かいものは、紙袋又は透明若しくは半透明の袋に入れて排出。)(※6)	指定した日時及び場所にて収集。(※7)
2	古布	主として繊維でできている製品(衣類、シーツ、毛布、カーテン、タオル、ハンカチ、タオルケット、布団カバー(汚れや破れのあるもの、綿入りのものは除く。))	透明又は半透明の袋で排出。(※6)	指定した日時及び場所にて収集。(※7)

※6 排出者自らが、資源循環局事務所(緑事務所、栄事務所及び北部事務所を除く。)、長坂谷ストックヤード(緑区寺山町745番地の45)及び栄ストックヤード(栄区上郷町1,570番地の1)へ持ち込むことができる。また、段ボールを除き、排出者自らが、各地域に設置されている資源回収ボックスに持ち込むことができる。

※7 ふれあい収集における排出方法及び収集運搬方法については、対象者との取決めによる。

(c) 小型家電及び水銀式の体温計・血圧計・温度計

	分別の区分		排出方法	収集運搬方法
		説明		
1	小型家電	電気、電池で作動する製品(蛍光灯、電球を除く、30センチメートル×15センチメートルの投入口に入る、長さ30センチメートル未満の製品に限る。)	電池類を取り外し、区役所や資源循環局事務所等に設置されている専用の回収ボックスへ排出。また、金属製の製品は3(4)イ(ア) a(a)7項小さな金属類として、その他の製品は3(4)イ(ア) a(a)1項燃やすごみとしても排出できる(パーソナルコンピューターを除く。また、二次電池が取り外せないものは、それだけを透明又は半透明の袋に入れて排出。)	適宜収集
2	水銀式の体温計・血圧計・温度計	水銀式の体温計・血圧計・温度計(割れているものを除く。)	購入時のケースや透明又は半透明の袋に入れて、区役所や資源循環局事務所の受付窓口または設置されている専用の回収ボックスへ排出。また、3(4)イ(ア) a(a)2項燃えないごみとしても排出できる。	適宜収集

b 資源集団回収

品目	排出方法	収集運搬方法
(1) 古紙類(新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙)	登録団体と登録業者との契約による。	登録団体と登録業者との契約による。(※8)
(2) 布類		
(3) 金属類(アルミ缶・スチール缶(食料用・飲料用))		
(4) びん類		

※8 自然災害等の事情によりやむを得ない場合又はその他市長が必要と認める場合には、市長が収集を行うことができる。

(イ) 事業系ごみ(事業活動に伴って生ずる一般廃棄物)

以下の分別の区分に従い、排出及び収集運搬を行うものとする。なお、排出事業者が収集運搬を他人に委託する場合は、

法第6条の2第6項に従い、一般廃棄物収集運搬業許可業者又は専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者（以下「収集運搬業許可業者等」という。）に委託しなければならない。

	分別の区分		排出場所	排出方法	収集運搬方法
		説明			
1	古紙	新聞、段ボール、紙パック、雑誌、オフィス紙、ミックスペーパー（名刺、封筒、葉書、メモ用紙、付せん紙等の細かな紙類、包装紙、紙袋、菓子箱、割り箸袋、シュレッダー紙など。）（資源化に適さない可能性のあるもの（※9）は除く。）	次のいずれかとする。 (1) 排出事業者自らが運搬する場合は、分別の区分に応じて、3(5)イに記載された施設まで運搬し排出。 (2) 当該事業活動を行う敷地内に排出（3(4)イ(ア)行政回収の「排出方法」欄において排出場所として使用される集積場所を除く。）	新聞、段ボール、紙パック、雑誌、オフィス紙、ミックスペーパーを品目ごとに分別し排出。	排出事業者自らが運搬又は収集運搬業許可業者等が収集運搬。
2	木くず、生ごみ	資源化するもの（資源化を推奨）	3(4)イ(ア)行政回収の「排出方法」欄において排出場所として使用される集積場所を除く。）	3(5)イに定める木くず、生ごみの搬入先の指示に従い分別して排出。	
3	可燃性の廃棄物及び不燃性の廃棄物	この表の1項及び2項の分別の区分に属さないもの（別表に記載された廃棄物を除く。）		可燃性廃棄物と不燃性廃棄物を分別して排出。なお、産業廃棄物を混入させてはならない。	
住居に併置する事業所又は福祉関係事務所から排出される事業系一般廃棄物（横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第9条の要件を満たし、同規則第10条に定める届出を行った事業所に限る。）		3(4)イ(ア)行政回収の分別の区分に準ずる。	住居に併置する事業所は、3(4)イ(ア)行政回収の「排出方法」欄において排出場所として使用される集積場所に排出。 福祉関係事務所は指定された場所に排出。	3(4)イ(ア)行政回収の排出方法に準じ、かつ排出時の透明又は半透明の袋に事業所名を明記し、事と表示する。	3(4)イ(ア)行政回収の収集運搬方法に準ずる。

※9 資源化に適さない可能性のあるものとは、金属がついた粘着物のついた紙、汚れが著しい紙、臭いのついた紙、感光紙、ビニールコート紙、ワックス加工品、油紙、防水加工紙、捺染紙（アイロンプリント用熱転写紙）、ターポリン紙、硫酸紙、感熱発泡紙、感熱紙、カーボン紙、ノンカーボン紙、合成紙等をいう。

(ウ) し尿及び浄化槽等汚泥

区分	収集方法
し尿	一般収集：おおむね月2回収集
	臨時収集：申請により収集。（※10）
浄化槽等汚泥	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた浄化槽清掃業許可業者が浄化槽管理者等の依頼に基づき収集。

※10 臨時収集については、事業活動等に併し設置された仮設トイレを、申請に応じて収集する（手数料の徴収有）。

(エ) その他

区分	排出方法	収集運搬方法
動物の死体 (遺棄動物の死体に限る。)	—	適宜収集
不法投棄	—	適宜収集
横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生防止を図るための支援及び措置に関する条例(平成28年9月横浜市条例第45号)第6条第2項に規定される不良な生活環境の防止に必要な対応により排出された一般廃棄物及び第6条第3項の規定により排出された一般廃棄物(以下「いわゆる「ごみ屋敷」対策条例に規定された一般廃棄物」という。)	排出者との取り決めによる。	排出者との取り決めによる。
地域清掃、その他	随時排出	適宜収集

ウ 横浜市が収集しないごみ

区分	品目	排出方法
排出禁止物(条例第30条第1項関連)	特定家庭用機器廃棄物(特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物をいう。以下、同じ。) であるエアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機、自動車、オートバイ、FRP船、パーソナルコンピューター(3(4)イ(7) a (c)に該当するものを除く。)、消火器、大量の自転車、タイヤ(自動車、バイク)、自動車・二輪車用バッテリー、小型充電式電池、ボタン電池、プロパンガスボンベ、高圧ガス容器、ピアノ、廃油、塗料、薬品類、耐火金庫、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条第1号ホに規定する石綿含有一般廃棄物(非飛散性のものは除く。)、その他収集及び処理に著しい支障を及ぼすもの	メーカー及び販売店等に相談し、適正に処理。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第1号ホに規定する石綿含有一般廃棄物のうち、非飛散性のもの	排出者自ら又は収集運搬業許可業者等に収集運搬を委託し、南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場に搬入。
一時多量ごみ	収集作業に支障を生じるもの	排出者自ら又は収集運搬業許可業者等に収集運搬を委託し、市長の指定する施設に搬入。

エ 粗大ごみを排出者が持ち込む場合の搬入先(条例別表第1関連)

搬入先	所在地
鶴見資源化センター	鶴見区末広町1丁目15番地の1
長坂谷ストックヤード	緑区寺山町745番地の45
栄ストックヤード	栄区上郷町1,570番地の1
神明台ストックヤード	泉区池の谷3,949番地の1

オ 横浜市が処分する一般廃棄物の運搬先として、市長が指定する施設(条例別表第1関連)

施設名	所在地
鶴見工場	鶴見区末広町1丁目15番地の1
旭工場	旭区白根二丁目8番1号
金沢工場	金沢区幸浦二丁目7番地の1
都筑工場	都筑区平台27番1号
南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧3番の1及び4番の1地先

神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の 1
鶴見資源化センター	鶴見区末広町 1 丁目 15 番地の 1

カ 一般廃棄物収集運搬業の許可

一般廃棄物収集運搬業の許可については、現在許可を受けている事業者により適正処理が確保されているため、新たな許可は行わない（詳細は、「横浜市一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基本方針」のとおり。）。

(5) 処理・処分計画

ア 家庭ごみ

(ア) 行政回収

区分	搬入先(中継施設は除く。)		処理方法	
	施設名	所在地		
燃やすごみ、可燃性の粗大ごみ(資源化可能な粗大ごみを除く。)	鶴見工場(破砕物は鶴見資源化センター)	鶴見区末広町 1 丁目 15 番地の 1	焼却	
	旭工場	旭区白根二丁目 8 番 1 号		
	金沢工場	金沢区幸浦二丁目 7 番地の 1		
	都筑工場	都筑区平台 27 番 1 号		
不燃性の粗大ごみ(資源化可能な粗大ごみを除く。)	南本牧第 5 ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧 3 番の 1 及び 4 番の 1 地先	埋立て	
スプレー缶、燃えないごみ	鶴見ストックヤード	鶴見区末広町 1 丁目 15 番地の 1	資源化	
	保土ヶ谷ストックヤード	保土ヶ谷区狩場町 355 番地		
	旭ストックヤード	旭区白根二丁目 8 番 1 号		
	金沢ストックヤード	金沢区幸浦二丁目 7 番地の 1		
	都筑ストックヤード	都筑区平台 27 番 1 号		
	神奈川ストックヤード	神奈川区新浦島町 2 丁目 4 番地の 2		
	戸塚ストックヤード	戸塚区名瀬町 443 番地の 1		
	神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の 1		
	南本牧第 5 ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧 3 番の 1 及び 4 番の 1 地先	埋立て(※11)	
乾電池	神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の 1	資源化	
プラスチック製容器包装	民間処理施設			
缶・びん・ペットボトル	鶴見資源化センター	鶴見区末広町 1 丁目 15 番地の 1		
	金沢資源選別センター	金沢区幸浦二丁目 7 番地の 1		
	緑資源選別センター	緑区上山一丁目 3 番 1 号		
	戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町 1,921 番地の 12		
小さな金属類	鶴見ストックヤード	鶴見区末広町 1 丁目 15 番地の 1		
	金沢ストックヤード	金沢区幸浦二丁目 7 番地の 1		
	緑資源選別センター	緑区上山一丁目 3 番 1 号		
	戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町 1,921 番地の 12		
	神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の 1		
資源化可能な粗大ごみ	再使用可能な家具類	栄リユース品ヤード	栄区上郷町 1,570 番地の 1	再使用
		神明台リユース品ヤード	泉区池の谷 3,949 番地の 1	
	金属製品	栄粗大金属ヤード	栄区上郷町 1,570 番地の 1	資源化
		神明台粗大金属ヤード	泉区池の谷 3,949 番地の 1	
羽毛布団	鶴見ストックヤード	鶴見区末広町 1 丁目 15 番地の 1		

		旭ストックヤード	旭区白根二丁目8番1号	
		都筑ストックヤード	都筑区平台27番1号	
プラスチック資源	民間処理施設			
古紙		鶴見ストックヤード	鶴見区末広町1丁目15番地の1	
		都筑ストックヤード	都筑区平台27番1号	
		神明台ストックヤード	泉区池の谷3,949番地の1	
		栄ストックヤード	栄区上郷町1,570番地の1	
		民間処理施設		
古布		鶴見ストックヤード	鶴見区末広町1丁目15番地の1	資源化・再使用
		都筑ストックヤード	都筑区平台27番1号	
		神明台ストックヤード	泉区池の谷3,949番地の1	
		栄ストックヤード	栄区上郷町1,570番地の1	
小型家電		神明台ストックヤード	泉区池の谷3,949番地の1	資源化
水銀式の体温計・血圧計・温度計		神明台ストックヤード	泉区池の谷3,949番地の1	資源化

※11 燃えないごみのうち、上記施設に搬入しないものに限る。

(イ) 資源集団回収

品目	搬入先	処理方法
古紙類(新聞、雑誌・その他の紙、段ボール、紙パック)、布類、金属類(アルミ缶・スチール缶(食料用・飲料用))、びん類	民間処理施設	資源化・再使用

イ 事業系ごみ

以下の区分に従い、処分を行うものとする。なお、排出事業者が処分を他人に委託する場合は、法第6条の2第6項に従い、一般廃棄物処分業許可業者又は専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者(以下「処分業許可業者等」という。)に委託しなければならない。

区分	搬入先		処理方法
	施設名	所在地	
古紙	資源化を行う処分業許可業者等の施設		資源化
木くず、生ごみ			
可燃性の廃棄物(別表に記載された廃棄物を除く。資源化に適さない可能性のある古紙、資源化しない木くず及び生ごみを含む。)	鶴見工場(破砕物は鶴見資源化センター)	鶴見区末広町1丁目15番地の1	焼却
	旭工場	旭区白根二丁目8番1号	
	金沢工場	金沢区幸浦二丁目7番地の1	
	都筑工場	都筑区平台27番1号	
不燃性の廃棄物(別表に記載された廃棄物を除く。)	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧3番の1及び4番の1地先	埋立て

ウ 一時多量ごみ

区分	搬入先		処理方法
	施設名	所在地	
専ら物(※12)	専ら物の処分を業として行う者の施設		資源化
可燃性の廃棄物(別表に記載された廃棄物を除く。資源化に適さない可能性のある古紙を含む。)	鶴見工場(破砕物は鶴見資源化センター)	鶴見区末広町1丁目15番地の1	焼却
	旭工場	旭区白根二丁目8番1号	
	金沢工場	金沢区幸浦二丁目7番地の1	
	都筑工場	都筑区平台27番1号	

不燃性の廃棄物（ただし、本表の神明台ストックヤードに持ち込むもの及び別表に記載された廃棄物を除く。）	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧3番の1及び4番の1地先	埋立て
蛍光灯及び電球、スプレー缶、乾電池、プラスチック製容器包装、ペットボトル、小さな金属類、プラスチック資源（※13）、	神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の1	資源化
粗大ごみの規格（※14）に該当するもの	3(4)エに定める搬入先		焼却、埋立て及び資源化

※12 法第7条第1項ただし書きに規定する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物

※13 3(4)イ(7) a (a) 2～7項及び9項参照

※14 3(4)イ(7) a (a) 8項参照

エ し尿及び浄化槽等汚泥

区分	搬入先		処理方法
	施設名	所在地	
し尿	磯子検認所	磯子区新磯子町38番地	下水道施設による処理
浄化槽等汚泥			

オ その他

区分	搬入先（中継施設は除く。）		処理方法	
	施設名	所在地		
動物の死体 （遺棄動物の死体に限る。）	鶴見工場	鶴見区末広町1丁目15番地の1	焼却	
	旭工場	旭区白根二丁目8番1号		
	金沢工場	金沢区幸浦二丁目7番地の1		
	都筑工場	都筑区平台27番1号		
不法投棄、いわゆる「ごみ屋敷」対策条例に規定された一般廃棄物、地域清掃、その他	缶・びん・ペットボトル	鶴見資源化センター	鶴見区末広町1丁目15番地の1	資源化
		金沢資源選別センター	金沢区幸浦二丁目7番地の1	
		緑資源選別センター	緑区上山一丁目3番1号	
		戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町1,921番地の12	
	小さな金属類（※15）	鶴見ストックヤード	鶴見区末広町1丁目15番地の1	
		金沢ストックヤード	金沢区幸浦二丁目7番地の1	
		緑資源選別センター	緑区上山一丁目3番1号	
		戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町1,921番地の12	
		神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の1	
	粗大ごみの規格（※14）に該当する金属製品	栄粗大金属ヤード	栄区上郷町1,570番地の1	
神明台粗大金属ヤード		泉区池の谷 3,949 番地の1		
可燃性の廃棄物	鶴見工場（破砕物は鶴見資源化センター）	鶴見区末広町1丁目15番地の1	焼却	
	旭工場	旭区白根二丁目8番1号		
	金沢工場	金沢区幸浦二丁目7番地の1		
	都筑工場	都筑区平台27番1号		
不燃性の廃棄物	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧3番の1及び4番の1地先	埋立て	

※15 3(4)イ(7) a (a) 7項参照

別表

区分	品目
可燃性の廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定家庭用機器廃棄物 ・ 焼却不適物（液体、大量の粉末、直径 20 センチメートル以上又は長さ 50 センチメートル以上のもの（破砕機を使用する場合は長さ 300 センチメートル以上のもの。）、焼却設備に損傷を与えるおそれがあるもの、感染性廃棄物、毒物・劇物（毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 300 号）第 2 条に規定するもの。）又は動物の死体（駆除又は遺棄動物の死体を除く。）、その他処理に著しい支障を及ぼすもの。）
不燃性の廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・ PCB が付着又は混入しているもの ・ 油分が付着又は混入しているもの ・ 水中に投じて油膜が生じるもの ・ 水中に投じて浮遊するもの ・ 毒物・劇物 ・ 著しい発色性、発泡性、飛散性、発火性又は臭気を有するもの ・ 中空であるもの ・ 概ね 30 センチメートルを超えるもの

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正

1 改正の趣旨

南本牧廃棄物最終処分場における電子 manifests の導入、「事業系一般廃棄物管理票」制度の廃止、熱回収施設の認定等に係る手数料の制定及び災害廃棄物処理の特例措置に必要な事項の制定のため、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正しました。

2 改正の概要

(1) 南本牧廃棄物最終処分場における電子 manifests 導入

産業廃棄物の排出事業者は、その処理を他人に委託する際、委託した産業廃棄物が適正に処理されたか確認するため、産業廃棄物管理票（通称：manifests）を使用することが廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」といいます。）で義務付けられています。

南本牧廃棄物最終処分場における manifests の運用については、現状では、条例で紙媒体の manifests のみが規定されているところですが、manifests の情報を電子化した「電子 manifests」の普及と公共工事での導入を国から求められており、電子 manifests の導入は情報管理及び不適正処理の監視の面で事業者・行政の双方にメリットがあることから、南本牧廃棄物最終処分場における電子 manifests の使用を可能とします。

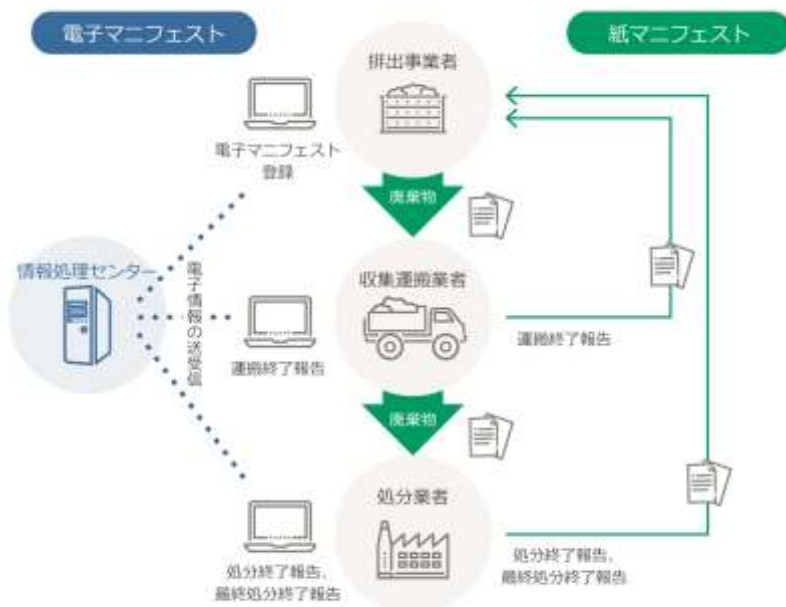


図 1 manifests 制度の概要（出典：日本産業廃棄物処理振興センターHP）

(2) 「事業系一般廃棄物管理票」制度の廃止

多量に生じる事業系一般廃棄物の適正処理を目的として、特定の排出事業者^{※1}に対して「事業系一般廃棄物管理票」（紙媒体の manifests の一般廃棄物版）の交付を義務付けています。

本制度の制定後に本市焼却施設における検査など新たな制度が整備され、排出状況の把握や不適正事案に対する指導等が効率的かつ効果的に行われていることから、本制度を廃止します。

※1 本市施設に 100 (kg/日) 以上の一般廃棄物を搬入している事業用大規模建築物の所有者

表 「事業系一般廃棄物管理票」制度の趣旨及びその後整備された制度

条例制定時（平成4年）の趣旨	その後の周辺制度の整備
不適正な排出の防止（例：家庭ごみ集積所への排出）	平成20年5月から、 <u>家庭ごみ集積場所の開封調査</u> の実施による事業系ごみの混入防止を実施
本市清掃工場への不適正な搬入の防止（例：産廃の混入）	平成7年2月から、 <u>焼却工場における搬入物検査</u> を実施
許可業者による不適正な処理の防止（例：許可業者による不法投棄）	平成26年4月に、 <u>許可業者に対する廃棄物処理法に基づく処分に係る処分基準</u> を制定

(3) 熱回収施設の認定等に係る手数料の制定

循環型社会の実現に向け、熱回収を一層促進するため、事業者が設置する産業廃棄物処理施設だけでなく一般廃棄物処理施設についても、熱回収の機能を有する施設（熱回収施設）の認定等の申請に係る手数料を定めます。

ア 一般廃棄物処理施設である熱回収施設の認定申請に係る手数料

1件につき 33,000円^{※2}

イ 一般廃棄物処理施設である熱回収施設の認定の更新申請に係る手数料

1件につき 20,000円^{※2}

※2 ア・イともに産業廃棄物処理施設である熱回収施設に係る手数料（既に制定済み）と同額

(4) 災害廃棄物処理の特例措置に必要な事項の制定

法の規定により、非常災害時に一般廃棄物処理施設を迅速に設置し、又は既存の産業廃棄物処理施設を迅速に活用する上で必要な事項を定めます。

ア 生活環境影響調査結果の公衆への縦覧の対象となる施設

(ア) 本市が一般廃棄物処理施設を設置する場合

焼却施設及び最終処分場

(イ) 既存の産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設として活用する場合

焼却施設

イ 公衆への縦覧の期間

1月以内で非常災害の状況を勘案して市長が定めて告示する期間

ウ 利害関係者からの意見書の提出期限

縦覧期間満了日の翌日から2週間以内で非常災害の状況を勘案して市長が定めて告示する期間

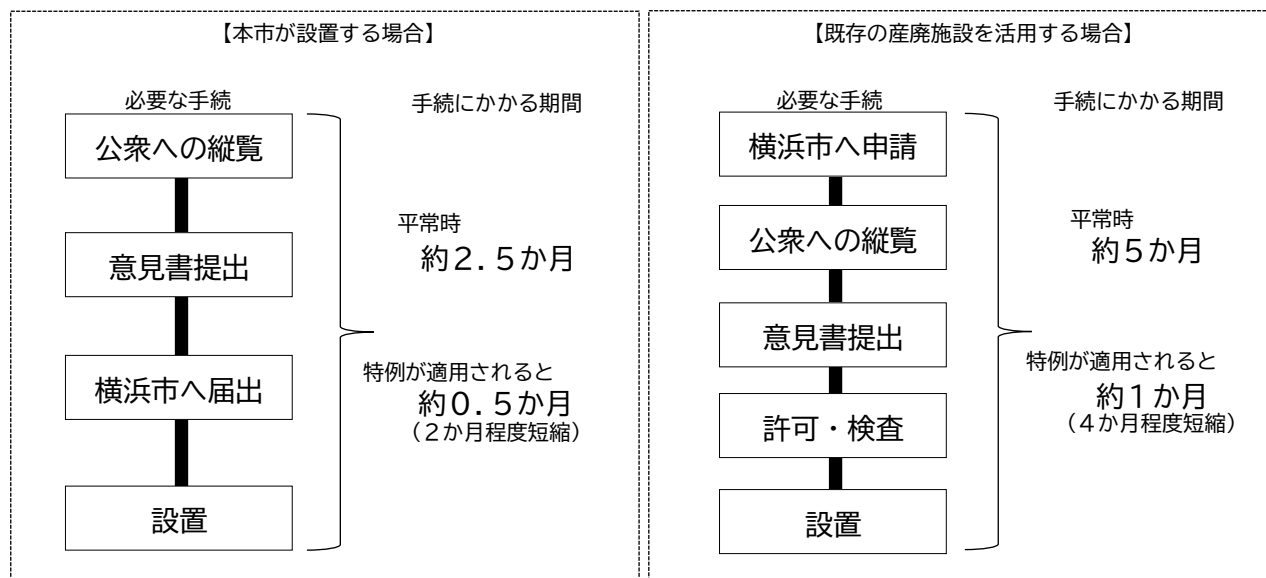


図2 災害廃棄物処理の特例措置の概要

報告事項

■資源循環局関連の記者発表資料一覧（R5年10月下旬～R6年3月）

No.	発表日	件名	頁
1	10月26日	横浜環境行動賞「ヨコハマ3R夢(スリム)」推進者表彰式を開催します！	P1
2	11月6日	都筑ふれあいの丘まつりを開催します！	P5
3	11月6日	『金沢工場3R夢！フェスタ2023』を開催します！	P6
4	11月14日	集合住宅での食品ロス削減に取り組みます！	P7
5	11月21日	産業廃棄物処理業者に対する事業停止命令について	P8
6	11月27日	「クラダシチャレンジinYOKOHAMA」参加の大学生が、横浜市役所でマルシェを開催します！	P9
7	12月12日	きれいなまちヨコハマを未来につなぐ想いが集結！！ ～令和5年度ヨコハマ3R夢ポスターコンクール入賞作品が決定～	P11
8	12月14日	海洋プラスチックごみ削減のため近隣8市が連携し 啓発動画を作成しました	P13
9	1月10日	ヨコハマ3R夢！（スリム）ポスターコンクール 表彰式を開催！	P14
10	1月12日	令和6年能登半島地震で発生した災害廃棄物の処理のため 災害復旧支援隊を派遣します	P15
11	1月18日	令和6年能登半島地震の被災地に 災害用トイレトレーラー及び職員を派遣します	P16
12	1月24日	「保土ヶ谷工場(仮称)改築工事」について落札者を決定しました	P17
13	1月30日	みなとみらい21地区でペットボトルの「ボトルtoボトル」リサイクル 実証実験を開始しました！	P19
14	2月1日	令和5年度「横浜市食の3Rきら星活動賞」受賞者を決定しました	P21
15	2月2日	令和6年度 資源循環局 予算概要について 【添付省略】	-
16	2月6日	岩崎学園 横浜デジタルアーツ専門学校の学生に 感謝状を贈呈しました	P26
17	2月13日	横浜市×崎陽軒「もったいない」を見直そう弁当3 発売決定！	P28
18	2月16日	横浜市の公共施設等のネーミングライツについて「対話」による サウンディング型市場調査への参加事業者を募集します	P30
19	2月28日	横浜市と JAL が廃食油を原料とした 持続可能な航空燃料製造推進に関する連携協定を締結	P32
20	3月7日	玉川大学×株式会社カネカ×横浜市 海洋プラスチック問題を テーマとした作品展示・ワークショップを実施します！	P34

◆令和5年度 資源循環局の全ての記者発表資料については、横浜市HP に掲載しています。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/press/shigen/2023/>

ごみを減らし、まちをきれいに 横浜環境行動賞「ヨコハマ 3 R 夢」 推進者表彰式を開催します！

日頃、様々な環境行動により「ヨコハマ3 R 夢」の推進にご尽力いただいている個人及び団体へ、感謝の意を表すため、**横浜環境行動賞「ヨコハマ3 R 夢」推進者表彰式**を開催します。今年度の表彰対象は**個人 375 名、団体 19 組**です。

当日は、山中 竹春 横浜市長から各部門の代表者に表彰状を授与します。

◆日時

令和5年11月2日（木） 10時から12時まで

◆場所

市庁舎1階アトリウム
（横浜市中区本町6丁目50番地の10）

◆表彰部門及び受賞者について

1 ヨコハマ3 R 夢行動推進者 個人3名及び団体2組

地域でのリサイクル活動、分別指導、啓発活動など「ヨコハマ3 R 夢」の推進に功労のあった個人又は団体を表彰します。

2 清潔できれいな街づくり推進者 個人19名及び団体17組

地域での清掃活動等に尽力するなど、清潔できれいな街づくりの推進に功労のあった個人又は団体を表彰します。

3 環境事業推進委員永年在職者 353名

永年、環境事業推進委員として活躍し、他の委員の模範となった方を表彰します。

※上記1、2の受賞者及び功績の概要は別添資料をご参照ください。

※取材を希望される方は、当日9時45分までに、直接会場にお越しください。



「ヨコハマ3 R 夢」マスコット イーオ
へら星人 ミーオ

お問合せ先

資源循環局街の美化推進課長 藤塚 貴代 Tel 045-671-2536

ヨコハマ3R夢行動推進者

【個人の部】

敬称略（行政区順・五十音順）

区	氏名	功績の概要
旭	鈴木 益永	分別状況の確認作業やチラシによる分別啓発活動を行うなど、3R夢の推進に貢献している。
栄	佐藤 有一	資源集団回収の増量のための啓発活動やマイバッグの普及啓発等を行うなど、3R夢の推進に貢献している。
瀬谷	横内 良子	ごみの分別・適正排出の啓発やごみ集積場所の環境美化保持など、3R夢の推進に貢献している。

【団体の部】

区	団体名	功績の概要
都筑	かちだ地区老人会 さわやかクラブ	地域の清掃活動やごみの分別についての啓発を行い、ごみの減量化、資源化など、3R夢の推進に貢献している。
泉	中田地区3R夢活動委員会	集積場所の見回りや分別指導、清掃活動を行うことで、地域の意識を高め、3R夢の推進に貢献している。

清潔できれいな街づくり推進者

【個人の部】

敬称略（行政区順・五十音順）

区	氏名	功績の概要
西	赤石 孝	北幸周辺の清掃活動を地区会長として率先して行うなど、清潔できれいな街づくりに貢献している。
西	小泉 文子	分別の啓発活動をはじめ、定期的な地区清掃を実施するなど、清潔できれいな街づくりに貢献している。
西	松川 和美	地域の環境美化や清掃活動を先頭に立つて行うなど、清潔できれいな街づくりに貢献している。
南	寺田 和廣	ごみ集積所の管理や町内の掃き掃除を行うなど、清潔できれいな街づくりに貢献している。
港南	土屋 清敬	平戸永谷川プロムナード周辺の地域清掃及び花植えを行うなど、清潔できれいな街づくりに貢献している。
保土ケ谷	横田 金四郎	公園等に季節の花を植え育て、憩いの場を作り上げるなど、清潔できれいな街づくりに貢献している。
旭	野枝 和子	週5日間、周辺地域の道路や歩道の清掃を行っており、清潔できれいな街づくりに貢献している。
磯子	林 弥寿雄	ごみの分別方法や環境問題について幅広い指導啓発を行い、清潔できれいな街づくりに貢献している。

区	氏名	功績の概要
港北	末永 佑己	新田緑道のごみ拾いや落ち葉を花壇等の緑化に活用するなど、清潔できれいな街づくりに貢献している。
港北	中山 節子	ほぼ毎日、清掃活動を実施するとともに、地域の緑化活動にも取り組み、清潔できれいな街づくりに貢献している。
緑	菅原 喜勇勝	近くの公園の清掃活動をはじめ、緑地保全活動を積極的に行うなど、清潔できれいな街づくりに貢献している。
青葉	新戸 喜市	藤が丘公園の清掃指導や清掃用具の管理など、清潔できれいな街づくりに貢献している。
青葉	恒吉 鎌司	生活道路及び公園の清掃活動、草刈りなどを行い、清潔できれいな街づくりに貢献している。
青葉	村上 正	上市ヶ尾町内会及び市ヶ尾小学校周辺の清掃を行い、清潔できれいな街づくりに貢献している。
青葉	横山 俊之	公園内や周辺道路の清掃活動や美化運動に取り組み、清潔できれいな街づくりに貢献している。
戸塚	大舘 俊司	ほぼ毎日、道路に捨てられたたばこの吸殻を拾うなど地域清掃に尽力し、清潔できれいな街づくりに貢献している。
戸塚	落合 健一	公園やマンション敷地内の清掃及び緑化活動に取り組んでおり、清潔できれいな街づくりに貢献している。
戸塚	花岡 昭男	清掃の段取りや分担を決めるなど、清掃活動グループの責任者として、清潔できれいな街づくりに貢献している。
瀬谷	小林 悦子	海軍道路を中心に約5 kmにわたる清掃活動を継続して行い、清潔できれいな街づくりに貢献している。

【団体の部】

敬称略（行政区順・五十音順）

区	団体名	功績の概要
鶴見	鶴見川桜・緑化実行委員会	鶴見川沿いに植樹した桜の維持管理、周辺環境の美化に取り組み、清潔できれいな街づくりに貢献している。
神奈川	反町自治会	東横フラワー緑道や自治会内の歩道清掃、花植えなどを行い、清潔できれいな街づくりに貢献している。
神奈川	日産自動車株式会社横浜工場	地元町内会と連携し、新子安駅を中心に歩道清掃を行い、清潔できれいな街づくりに貢献している。
神奈川	メルビック電工株式会社	国道沿いの花壇の手入れや周辺道路の清掃活動を行い、清潔できれいな街づくりに貢献している。
中	横浜SUP倶楽部	河川清掃や大岡川沿いの清掃に精力的に取り組む、清潔できれいな街づくりに貢献している。

区	団体名	功績の概要
南	六ツ川公園愛護会・六ツ川三丁目第二公園愛護会	地域の保育園児と共に花壇づくりや公園内の清掃を行うなど、清潔できれいな街づくりに貢献している。
港南	大岡川クリーンアップ実行委員会	花植えを含めた大規模クリーンアップに取り組み、清潔できれいな街づくりに貢献している。
磯子	ファミリーマート 横浜汐見台店	店舗周辺道路のごみ拾い、掃き掃除の清掃活動を行うなど、清潔できれいな街づくりに貢献している。
青葉	鴨志田わんわんクラブ	鴨志田公園及びその周辺の歩道や道路の清掃活動を行い、清潔できれいな街づくりに貢献している。
戸塚	エステアベニュー 緑園都市自治会	住民の街の美化への意識を高め、ごみの分別収集への協力など、清潔できれいな街づくりに貢献している。
戸塚	株式会社そごう・西武 西武東戸塚 S.C.	店舗の前の道路をはじめとして、バス停留所等の清掃を行い、清潔できれいな街づくりに貢献している。
戸塚	天王山公園愛護会	公園の美化だけでなく駅前の花壇づくりを行い、清潔できれいな街づくりに貢献している。
戸塚	ブリヂストン横浜工場	工場全体で河川や道路の清掃活動を継続的に行い、清潔できれいな街づくりに貢献している。
戸塚	横浜市立上矢部小学校	学校教育活動の一環として、地域と連携した美化活動を行い、清潔できれいな街づくりに貢献している。
戸塚	横浜市立戸塚小学校	学校前の歩道に設置されたプランターに花を植え、維持管理を行い、清潔できれいな街づくりに貢献している。
栄	飯島団地自治会園芸クラブ	団地内の花壇及び団地バス停前に定期的に花を植え、維持管理を行い、清潔できれいな街づくりに貢献している。
泉	大丸西町内会	集積場所の管理・清掃、下水道の清掃や樹木の剪定等を行い、清潔できれいな街づくりに貢献している。

「都筑ふれあいの丘まつり2023」

都筑工場でごみを燃やしたときに出る熱を利用している、都筑ふれあいの丘3施設と周辺施設主催で『都筑ふれあいの丘まつり』を11月12日（日）に開催いたします。

4年ぶりの開催となりますが、楽しい催し物が盛りだくさん！模擬店も多数出店！皆様のご来場をお待ちしております。

1 開催日時

令和5年11月12日（日） 午前10時～午後3時

2 開催場所

資源循環局 都筑工場



(キャラクターのお出迎え)



(収集車体験乗車)

3 参加費用

入場無料（模擬店、ゲーム等一部有料）



(工場内見学バスツアー)



4 イベント概要

工場内バス見学、3R夢カー乗車体験、3R夢縁日、ミニ収集車乗車体験、リユース家具大抽選会、働く車大集合（協力：防衛省、第三管区海上保安本部、都筑警察署、都筑消防署）、神奈川県立川和高校ダンス部による大迫力ダンスショーなど

(詳細は別紙チラシをご参照ください。)

5 交通案内

駐車場、駐輪場はありません。公共交通機関での来場をお願いいたします。

【電車】横浜市営地下鉄グリーンライン 都筑ふれあいの丘駅下車 徒歩3分

6 その他

取材を希望される場合は、11月10日（金）午後5時までに都筑工場（電話：045-941-7911）にご連絡ください。

「都筑ふれあいの丘祭り 2023」の詳細は添付のチラシまたはホームページをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokiyaku/kojo-tsuz/tsuzukik.html>



都筑工場

検索

二次元コードからも
ご確認いただけます！



お問合せ先

資源循環局都筑工場 工場長 田中 正 Tel 045-941-7911

『金沢工場^{スリム}3R夢！フェスタ2023』を開催します！

資源循環局金沢工場では、市民のみなさまへ施設を開放し、ごみ焼却工場の仕組みやごみの分別などについて楽しく学んでいただける人気のイベント「金沢工場3R夢！フェスタ2023」を4年ぶりに開催いたします。ぜひご来場ください！

「金沢工場3R夢！フェスタ2023」の概要について

【開催日時】 令和5年11月19日（日）
午前10時から午後3時まで

【開催場所】 資源循環局金沢工場
（金沢区幸浦二丁目7番地1）

【受付】 事前申込み不要、入場無料



【内容】 3R夢カーによる収集体験、電動ミニ収集車運転、
見学コースクイズラリー、ミニごみクレーン操作体験、
工場探検バスツアー、タブレット分別ゲーム、
リユース家具無料抽選会、福島青果出張販売、苗木無料配布、など

【交通案内】 ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。

🚗 金沢シーサイドライン

「並木中央駅」から徒歩15分

「幸浦駅」から徒歩12分

★ 会場に駐車場はありません。

自動車でお越しの際は、周辺の
有料駐車場をご利用ください。



【その他】 取材を希望される場合は、11月17日（金）午後5時までに
金沢工場（電話：045-784-9711）にご連絡ください。

「金沢工場3R夢！フェスタ2023」の詳細は添付のチラシまたはホームページをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/kojo-ka/16event.html>



金沢工場

検索 🔍

二次元コードからも
ご確認いただけます！



お問合せ先

資源循環局金沢工場長 佐久間 徹也

Tel 045-784-9711

横浜市×長谷工アネシス 集合住宅での食品ロス削減に取り組みます！

横浜市と株式会社長谷工アネシスは、集合住宅の家庭から出される食品ロスの削減に向けた取組を連携して行うため、令和5年7月25日に覚書を締結しました。

覚書に基づき、食品ロス削減に向けた集合住宅での広報啓発等の取組を11月から開始します。

本取組を通じて得た結果を他地域で活用していくことで、食品ロスの削減に繋がっていきます。

1 経緯

横浜市では、SDGsの達成と脱炭素社会の実現に向け、食品ロス削減の取組を推進しています。

横浜市の家庭からは年間約8万7千トンの食品ロスが発生していると推計しており、家庭から出される食品ロス削減を一層推進するべく、マンション施工事業者である長谷工グループの中で新規事業の創生・実証を担う長谷工アネシスから連携のご提案をいただき、マンションへの高い専門性を生かし、集合住宅における食品ロス削減に向けて取り組むことになりました。

2 主な連携事項

- (1) 集合住宅における食品ロスの実態調査
- (2) 食品ロス削減に関する取組の普及啓発

3 広報啓発等の取組

- ・マンションの住民層に合わせた広報啓発
- ・住民アンケートによる広報啓発の効果検証

例えば…

住民層：ファミリー層の多いマンション ⇒ 子ども向けのポスター掲示
アンケートによるチラシの視認率や実践行動割合の調査



▲子ども向け
ポスターイメージ

4 株式会社長谷工アネシスについて

長谷工アネシスは長谷工グループのインキュベーターとして、先進技術の活用やDX基盤の構築を推進し、新規事業の創生・実証、既存サービスの競争力確保や生産性向上に取り組んでいます。

代表取締役社長：檜岡 祥之

設立：2003年4月1日

本社所在地：東京都港区芝三丁目8番2号 芝公園ファーストビル15階

URL：<https://www.haseko.co.jp/ha/index.html>



お問合せ先

資源循環局3R推進課長 津島 邦宏 Tel 045-671-2563

産業廃棄物処理業者に対する事業停止命令について

横浜市は、産業廃棄物処理業者に対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づき、次のとおり事業停止命令を発出しましたので、お知らせします。

処分の内容：事業の全部停止（令和5年11月22日から12月1日までの10日間）

根拠法令：法第14条の3第1号

処分の理由：事業者から処分受託した産業廃棄物について、処分を終了していないにもかかわらず、産業廃棄物管理票に処分終了日を記載し、事業者に送付した。このことは、法第12条の4第3項に違反するため。

<参考>

◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律 関連条文（抜粋）

第12条の4（第1、2項省略）

3 運搬受託者又は処分受託者は、受託した産業廃棄物の運搬又は処分を終了していないにもかかわらず、前条第三項若しくは第四項の送付又は次条第三項の報告をしてはならない。

第14条の3 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 違反行為をしたとき（略）。

お問合せ先		
資源循環局事業系廃棄物対策課担当課長	田島 禎之	Tel 045-671-2526

「クラダシチャレンジ i n YOKOHAMA」参加の大学生が、 横浜市役所でマルシェを開催します！

横浜市と株式会社クラダシは、令和2年2月に締結した「食品ロス削減に関する公民連携についての覚書」に基づき、食品ロス削減につながる取組を連携して進めています。

令和5年8月からは、野菜の生産・流通・販売の過程を体験し、食品ロスや地産地消について考え、アクションにつなげるための取組「クラダシチャレンジ* i n YOKOHAMA」を展開し、参加する横浜市内在住又は在学の大学生が市内の生産者の下で活動しています。

このたび、取組に参加している大学生が収穫した野菜の販売や、食品ロス削減・地産地消の視点を取り入れた情報発信を行うマルシェ「つながるマルシェ～横浜の“おいしい”を楽しもう～」を横浜市役所で開催します。

1 マルシェについて

■イベント名：「つながるマルシェ～横浜の“おいしい”を楽しもう～」

■日 時：令和5年12月4日（月）11時から13時30分まで

■場 所：横浜市役所2階多目的スペース（中区本町6丁目50-10）

■内 容

(1) 横浜野菜の販売

活動を通じて収穫した野菜などの販売や、食品ロスや地産地消に関する情報発信を行います。

(2) お弁当の販売

活動を通じて収穫した野菜を取り入れたお弁当を、横浜の食材を楽しめるお店「TSUBAKI 食堂（横浜市役所2階）」に製作いただき、マルシェにて販売します。



8月には、食品リサイクル施設（Jバイオフードリサイクル横浜工場）の見学を行いました。



収穫作業や野菜の梱包など、月2回活動しています。

※クラダシチャレンジについて

株式会社クラダシは、社会問題に興味がある学生が、人手不足に悩む地方生産者の収穫支援を通して地域創生や食品ロス問題について考える、社会貢献型インターンシップ「クラダシチャレンジ」を実施。参加学生の旅費・交通費や食費、滞在費などは、地域経済の活性化と社会発展に寄与するため設立した「クラダシ基金」から支援。

なお、昨年の「クラダシチャレンジ i n YOKOHAMA」の活動の様子などはクラダシ公式 note にて公開しています。

<クラダシ公式 note>

<https://note.com/kuradashi/n/n0ad40f03f0a0>

<クラダシチャレンジ公式 Instagram>

https://instagram.com/kuradashi_challenge?igshid=ZmtjZHRjNWdkM2Fu



2 取材について

取材を希望される場合は、別紙取材申込書を12月1日（金）までに御提出のうえ、当日直接会場へお越しください。

【参考】

1 株式会社クラダシについて

所在地：東京都品川区上大崎3丁目2-1 目黒センタービル 5F

事業内容：ソーシャルグッドマーケット「Kuradashi」の運営

WEB：<https://www.kuradashi.jp/>

主な受賞歴：2022年

・「第6回食育活動表彰」消費・安全局長賞

2021年

・「EYアントレプレナー・オブ・ザ・イヤー 2021 ジャパン」関東地区代表選出

・「令和3年度消費者志向経営優良事例表彰」消費者庁長官表彰（特別枠）

2020年

・第4回「日本サービス大賞」農林水産大臣賞

・令和2年度「気候変動アクション環境大臣表彰」



◀ WEB

2 ソーシャルグッドマーケット Kuradashiの紹介

Kuradashiは、ミッションを「ソーシャルグッドカンパニーでありつづける」、ビジョンを「日本で最もフードロス削減する会社」と掲げる株式会社クラダシが運営する、楽しいお買い物で、みんなトクするソーシャルグッドマーケット。

フードロス削減を目指し、まだ食べられるにも関わらず捨てられてしまう可能性のある商品をおトクに販売している。さらに、売上の一部を環境保護・災害支援などに取り組む様々な団体に寄付し、SDGs 17の項目を横断して支援している。

楽しくておトクなお買い物が、社会に良いことにつながる。そんな、全く新しいソーシャルグッドマーケットを創出している。

2015年にサービスを開始して以来、2023年11月10日時点で利用者数は49万人以上、累計での寄付額は1億1,000万円を超えている。

Kuradashi
Social Good Market



お問合せ先

（マルシェに関すること）資源循環局3R推進課長 津島 邦宏 Tel 045-671-2563

（クラダシチャレンジに関すること）株式会社クラダシ 齊藤・小平 E-mail pr@kuradashi.jp

きれいなまちヨコハマを未来につなぐ想いが集結！！

～令和5年度ヨコハマ3R夢^{スリム}ポスターコンクール入賞作品が決定！～



横浜市資源循環局
マスコット イーオ

ごみの分別や3R、まちの美化行動を起こすきっかけとするため、市内の小・中学校に在学する児童・生徒を対象とした「ヨコハマ3R夢！」ポスターコンクールを開催しました。

審査の結果、**53作品の入賞**が決定しましたので、入賞作品展示及び表彰式を行います。



横浜市資源循環局
マスコット ミーオ

ポスターコンクール概要

テーマ：「分別と3Rでごみ減量！きれいなまちに。」

応募総数：2,005 作品 入賞作品：53 作品

(内訳) ヨコハマ3R夢大賞 3 作品、3R夢ミーオ・イーオ賞
(準大賞) 6 作品、3R夢アイデア賞 14 作品、3R夢
アピール賞 15 作品、3R夢あざやか賞 15 作品

入賞作品は横浜市ホームページで公開しています。

[ヨコハマ3R夢ポスターコンクール](#) [検索](#)

※ポスターデータをご希望の方は、お問合せ先までご連絡ください。

協賛企業

- ・宮本土木株式会社
- ・横浜環境保全株式会社
- ・株式会社ファンケル
- ・横浜市資源リサイクル事業協同組合

入賞作品展示

展示場所

- ・横浜市役所 1階展示スペース A (中区本町6丁目50番地の10)
展示期間：令和6年1月19日(金)から1月26日(金)まで
9時～17時(初日のみ12時から、最終日は15時まで)
- ・京急百貨店 10階レストランフロア吹抜け回り(港南区上大岡西1丁目6番1号)
展示期間：令和6年3月7日(木)から3月13日(水)まで
営業時間内(最終日は16時まで)

※その他展示予定は、横浜市WEBサイト、X(横浜GO GREEN X)等でお知らせします。

表彰式の開催

令和6年1月21日(日)に、横浜市役所1階アトリウムにおいて、入賞者に表彰状の授与を行う予定です。

裏面あり

令和5年度ヨコハマ3R夢ポスターコンクール 入賞作品一覧

ヨコハマ3R夢大賞



【小学校低学年の部】

保土ヶ谷小学校2年 府川 結香さん



【小学校高学年の部】

間門小学校6年 田島 希々花さん



【中学生の部】

中和田中学校1年 畑 葉乃さん

3R夢ミーオ・イーオ賞（準大賞）



【小学校低学年の部】

南太田小学校1年 中山 希々さん



【小学校高学年の部】

下永谷小学校4年 竹田 悟道さん



【中学生の部】

戸塚中学校2年 阿部 未涼さん



【小学校低学年の部】

恩田小学校1年 占部 優希さん



【小学校高学年の部】

保土ヶ谷小学校4年 府川 綾夏さん



【中学生の部】

戸塚中学校2年 中根 咲良さん

お問合せ先

資源循環局 3R推進課長 津島 邦宏 Tel 045-671-2563

海洋プラスチックごみ削減のため 近隣8市が連携し啓発動画を作成しました

8市連携市長会議^(※)では、鎌倉市の提案により、令和3年度から海洋プラスチックごみ削減のための啓発活動の取組を進めています。海中ごみ・海岸漂着ごみの7割から8割は陸で発生し、河川から海に流れ着くものであることから、根本的な解決のためには、広域的な視点での取組が必要です。

このたび藤沢市の提案により、海洋プラスチックごみ削減啓発プロジェクトにおいて、8市にお住まいの方に海洋プラスチックごみ問題を知っていただき、削減のためにひとりひとりができる行動を呼びかける啓発動画を作成しました。

(※) 横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、大和市、町田市の市長で構成

1 動画の概要（4分46秒）

- 海洋プラスチックごみの環境への影響
- 陸や川、海でつながる8市が連携する意義
- ポイ捨てしない、マイバッグ等を使用する、清掃活動に参加するといった、ひとりひとりの行動変容の呼びかけ



【プロジェクトのきっかけとなった平成30年に鎌倉市の海岸に漂着したシロナガスクジラ】

2 動画掲載 URL

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kankyous/kaiyou.html>



3 活用方法

各市において、清掃活動の実施場所・啓発イベント会場・庁舎のデジタルサイネージ等で放映していきます。また、今後、SNS等で視聴しやすいショートバージョンも作成予定です。

参考

●8市連携市長会議の取組

横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、大和市及び町田市の8市では、水平・対等な関係で圏域全体の行政サービスの向上、地域コミュニティの活性化、持続可能な成長・発展を目指し、連携を進めています。

●海洋プラスチックごみ削減啓発プロジェクト

令和3年及び令和4年の8市連携市長会議合意事項に基づき、先進事例の共有やアクションも含めた具体的な啓発活動などの取組を進めるため、8市の環境担当部門が出席する検討会の周知用の名称です。

お問合せ先

【8市連携に関すること】

政策局大都市制度推進本部室広域行政課長 須田 浩美 Tel 045-671-2108

【プラスチックごみに関すること】

資源循環局政策調整部政策調整課長 今井 健太郎 Tel 045-671-4567

本件については、8市で同時発表しています。

スリム

ヨコハマ3R夢！ポスターコンクール 表彰式を開催！

ごみの分別や3R、まちの美化行動を起こすきっかけとするため、市内の小・中学校に在学する児童・生徒を対象に、令和5年度ヨコハマ3R夢！ポスターコンクールを実施しました。

この度、昨年10月に決定した受賞作品についての表彰式を行います。表彰式では、山中 竹春 横浜市長から受賞者の皆様に賞状を授与します。なお、受賞作品は横浜市庁舎等で展示・活用されます。是非、取材にお越しくください。

◆ 表彰式概要

- 1 日時 令和6年1月21日（日）11時から12時まで（受付は10時15分から）
- 2 会場 横浜市役所アトリウム（中区本町6丁目50番地の10 市役所1階）
- 3 受賞者 53人

※詳細は、別紙「令和5年12月12日記者発表『きれいなまちヨコハマを未来につなぐ想いが集結！！～令和5年度ヨコハマ3R夢ポスターコンクール入賞作品が決定！』」を御覧ください。

◆ 入賞作品展示・活用

- 1 横浜市役所1階 展示スペースA
（中区本町6丁目50番地の10）
期間：令和6年1月19日（金）から1月26日（金）まで
時間：9時～17時※初日のみ12時から、最終日は15時まで
- 2 京急百貨店10階 レストランフロア吹抜け回り
（港南区上大岡西1丁目6番1号）
期間：令和6年3月7日（木）から3月13日（水）まで
時間：営業時間内※最終日は16時まで
- 3 ごみ収集車への貼付

「ヨコハマ3R夢大賞」を受賞した3作品を対象に、市内の燃やすごみを収集する一部の収集車に貼付します。

※その他の展示については、横浜市WEBサイト、X（横浜GOGREEN）等でお知らせします。



作品を車体に貼付し、集積場所を回ります！

◆ 取材について

表彰式の取材を希望される場合は、別紙「取材申込書」を1月18日（木）12時までに御提出のうえ、当日は、10時50分までに会場へお越しくください。

◆ ポスターコンクール概要

テーマ：「分別と3Rでゴミ減量！きれいなまちに。」

応募総数：2,005作品

入賞作品：53作品

（横浜市WEBサイトで公開中。ヨコハマ3R夢ポスターコンクール 検索



お問合せ先

資源循環局3R推進課長 津島 邦宏 Tel 045-671-2563

令和6年能登半島地震で発生した災害廃棄物の処理のため 災害復旧支援隊を派遣します

横浜市資源循環局では、環境省からの要請を受け、令和6年能登半島地震による被災地で発生した災害廃棄物の処理を行うため、次のとおり災害復旧支援隊を派遣します。

派遣先	石川県（輪島市、珠洲市、能登町等）
支援内容	災害廃棄物（避難所ごみ及び生活ごみ等）の収集・運搬
派遣期間	1月15日（月）～ 1月30日（火）※1
人員	延べ18名（予定）
車両	2台（2tごみ収集車1台、2tトラック1台）※2

※1 派遣終了時期については現地の状況により延長することがあります。

※2 派遣車両の台数は派遣開始時点の台数です。



【2tごみ収集車】



【2tトラック】

お問合せ先

資源循環局業務課長 澤田 亮仁 Tel 045-671-2532

令和6年能登半島地震の被災地に 災害用トイレトレーラー及び職員を派遣します

横浜市資源循環局は、令和6年能登半島地震で被害のあった石川県輪島市からの要請を受け、本市が保有する災害用トイレトレーラー及び設置要員として職員3人を派遣します。

1 派遣概要

派遣期間 令和6年1月19日(金)～当面の間

派遣車両 災害用トイレトレーラー 1台

派遣職員 資源循環局北部事務所職員 3人*

派遣先 石川県輪島市 指定避難所 市立鶴巣(こうのす)小学校

※派遣職員3人については、災害用トイレトレーラーの設置及び説明後に帰還します。

2 災害用トイレトレーラーについて

- ・便器数 3基（洋式 2基、バリアフリー対応 1基）
- ・水洗式
- ・本車両は、令和5年5月に株式会社三協様からご寄附いただきました。

【参考】令和5年4月28日記者発表「株式会社三協様からご寄附いただきます～「災害用トイレトレーラー」をお披露目～」
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/press/shigen/2023/0428toilettrailer.html>



災害用トイレトレーラー(外観)



災害用トイレトレーラー(使用時)

お問合せ先

資源循環局街の美化推進課 藤塚 貴代 Tel 045-671-2536

「保土ヶ谷工場（仮称）改築工事」について 落札者を決定しました

保土ヶ谷工場（仮称）改築工事について、三菱・大林・フジタ・馬淵・大洋・梓異業種建設共同企業体を落札者と決定し、仮契約を締結しました。

1. 契約の概要及び落札者について

契約の概要及び落札者は以下のとおりです。

〈契約の概要〉

工事件名	保土ヶ谷工場（仮称）改築工事
工事概要	既存焼却工場解体・撤去工事一式、焼却工場建設工事一式及びそれらの設計業務一式
工事場所	保土ヶ谷区狩場町295番地の2
ごみ焼却能力	1,050t/24h（350t/24h×3炉）
処理方式	全連続ストーカ式（廃熱ボイラ付）
工期	契約日から令和13年3月31日まで

〈落札者〉

落札者	三菱*・大林・フジタ・馬淵・大洋・梓異業種建設共同企業体	
評価項目	配点	入札価格及び評価値
入札価格（税抜き）	—	67,688,000,000円
価格点	40	0.004
技術評価点	60	43.205
評価値（価格点+技術評価点）	100	43.209

*代表構成員：三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 国内事業部

2. 主な提案内容

【横浜市が求めた技術提案】

本入札では下記の4つの項目について、事業者に提案を求めました。

- ①「安全で安定したごみ処理を行う焼却工場」、②「地域に根ざした焼却工場」
- ③「脱炭素社会の一翼を担う焼却工場」、④「工事における配慮」

〈主な提案内容〉 ※詳細は今後、落札者と詳細設計を行い、決定します。

- 脱炭素社会の実現に向けた国内最高の高効率ごみ発電設備
- 将来のプラスチック類の分別や人口動態に伴うごみ質・ごみ量の変動に幅広く対応できる焼却設備
- 市内唯一の最終処分場を延命化するための焼却灰発生抑制に係る各種技術
- 施設稼働後の補修費の大幅な低減に資する提案
- 地域とのつながりを意識した、環境学習・地域利用スペースについての提案

裏面あり

◇施設イメージ



～ 外観図 ～



～ 見学案内の様子 ～

※技術提案図書の資料のイメージ図です。
 実際の建物や設備等については今後、詳細設計を行い、決定します。

3. 今後の予定

令和6年6月	第2回市会定例会に契約締結議案提出（可決後、本契約） 工事設計着手
令和13年3月31日	保土ヶ谷工場（仮称） 竣工・供用開始

※入札の詳細は保土ヶ谷工場（仮称）改築工事 落札者決定報告書及び答申をご覧ください。
[<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/saiseibi/>](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/saiseibi/)

お問合せ先		
資源循環局施設計画課長	舩谷 健之	Tel 045-671-2542

みなとみらい21地区でペットボトルの 「ボトル to ボトル」リサイクル実証実験を開始しました！

脱炭素先行地域の「みなとみらい21地区」では、脱炭素化の実現を目指してさまざまな取組を実施しています。

この度、横浜市、サントリーホールディングス株式会社及び一般社団法人横浜みなとみらい21による「ペットボトルの『ボトル to ボトル』リサイクル実証実験」を開始しました。本実験には37施設が参加し、施設から回収した使用済みペットボトルを新たにペットボトルに再生するボトル to ボトルの取組にチャレンジします。

これに併せて、みなとみらい21地区の3施設に特別なりサイクルボックスを設置しました。みなとみらいにお越しの皆さまもぜひ適正なりサイクルにご協力ください。

(参考) 令和5年11月16日記者発表「みなとみらい21地区でペットボトルのボトル to ボトルに挑戦！」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/press/ondan/2023/20231116mm21btob.html>



1 実証実験概要

(1) 実施期間

令和6年1月29日(月)～2月28日(水)

(2) リサイクルボックスの設置

「ペットボトル」「キャップ・ラベル」「飲みごし」「缶・ビン」の分別が可能なリサイクルボックスを3施設5か所に設置しました。分別いただいたペットボトルも実証実験で新たなペットボトルに再生します。このリサイクルボックスでは、次の取組をお願いしています。

①飲みきる
(空にする)

②キャップ・
ラベルをはずす

③分ける



【設置場所】

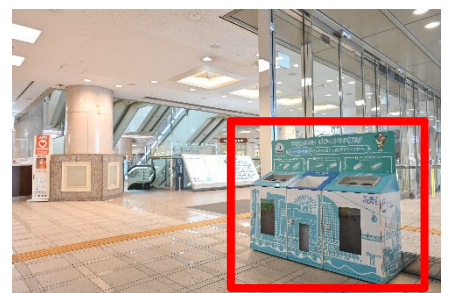
①パシフィコ横浜



②クイーンズスクエア横浜



③横浜ランドマークタワー



■展示ホール2階(2か所)

1ゲート付近
5ゲート付近

■クイーンモール2階(2か所)

横浜ランドマークタワー側出入口
パシフィコ横浜側出入口

■ランドマークプラザ2階

クイーンズスクエア横浜側出入口

裏面あり

2 参画事業者、参加施設

参画事業者 サントリーホールディングス株式会社（実証実験の実施主体）
 一般社団法人横浜みなとみらい21（参加施設のとりまとめ）
 武松商事株式会社（一括回収）
 J & T環境株式会社・協栄産業株式会社（リサイクル）

参加施設（使用済ペットボトルの提供、ポスター等による啓発）

横浜赤レンガ倉庫	独立行政法人国際協力機構 横浜センター(JICA 横浜)	横浜ワールドポーターズ	ナビオス横浜
パシフィコ横浜	ヨコハマ グランド インターコンチネンタル ホテル	横浜ベイコート倶楽部 ホテル &スパリゾート、ザ・カハラ・ホ テル&リゾート 横浜	日本丸メモリアルパーク
クイーンズスクエア横浜	みなとみらい東急スクエア	横浜ベイホテル東急	横浜ランドマークタワー
横浜ロイヤルパークホテル	ヒューリックみなとみらい	ニューオータニ横浜プレミ アム	県民共済プラザビル
横浜銀行本店	みなとみらい二十一熱供給(株) センタープラント	一般財団法人神奈川県警友会 けいゆう病院	OCEAN GATE MINATO MIRAI
MARK IS みなとみらい	横浜美術館	首都高速道路株式会社 神奈 川局	リーフみなとみらい
みなとみらいグランドセントラ ルタワー	MM テラス	The Apartment Bay YOKOHAMA	リビングタウンみなとみらい
横浜メディアタワー	村田製作所みなとみらいイノ ベーションセンター	(株)トヨタレンタリース神奈川 横浜みなとみらい店	横濱ゲートタワー
日産自動車グローバル本社	横浜新都市センター(株)	スカイビル	横浜シティ・エア・ターミナル
横浜市庁舎			

(街区順)

3 協力企業

以下の企業は、実証実験の趣旨にご賛同いただき、ご協力いただく皆さまです。

アーバントラスト有限会社	株式会社市川環境エンジニア リング	神奈川美研工業株式会社	株式会社カンキョーワークス
株式会社山陽紙業	株式会社ダイソーフジテック	千代田ビル管財株式会社	株式会社永野紙興
株式会社平賀興業所	藤木商事株式会社	藤ビルメンテナンス株式会社	株式会社ホンマ
株式会社丸喜商会	安田産業株式会社		

(50音順)

4 イベント出展よくぞ フェスティバル(YOXO FESTIVAL)

実証実験の期間中に開催されるイノベーションを軸とした都市型フェス「YOXO FESTIVAL」へ参加し、本実証実験について展示とトークイベントを実施します。

- (1) 本実証実験や脱炭素先行地域等についての展示（場所:MM テラス）
- (2) トークイベント「みなとみらいサーキュラーエコノミー会議 2024」

日時：2月3日（土）13:45-14:45 会場：YOXO BOX

イベント HP：https://www.yokohama-sdgs.jp/topics/mmcc_conference_2024/



トークイベント
詳細ページ(予約可)

【YOXO FESTIVAL 開催概要】

開催日：令和6年2月3日（土）11:00~19:00 / 2月4日（日）11:00~17:00

主催：横浜未来機構（共催：横浜市） 会場：みなとみらい21地区、新港地区、関内地区

お問合せ先			
(脱炭素先行地域に関すること)	温暖化対策統括本部プロジェクト推進課長	松下 功	Tel 045-671-2636
(実証試験に関すること)	資源循環局事業系廃棄物対策課担当課長	大島 貴至	Tel 045-671-2558
(MM21地区のまちづくりに関すること)	(一社)横浜みなとみらい21 企画調整課長	平山 美智雄	Tel 045-682-4404

令和5年度「横浜市食の3R きら星活動賞」 受賞者を決定しました

横浜市では、食品廃棄物の発生抑制、再生利用、啓発等で、他の模範となる取組を行い、顕著な功績を挙げている事業者等を表彰し、その取組を広く紹介することにより、食品廃棄物のより一層の削減を図ることを目的に「横浜市食の3Rきら星活動賞」を実施しています。令和5年度は、次の4事業者を受賞者として決定しました。

<p style="text-align: center;">さわい かよ 干し野菜研究家 澤井 香予</p>  <p>○「未利用野菜」を使って農福連携でつくる干し野菜製品</p>	<p style="text-align: center;">よこはままるうお 横浜丸魚株式会社</p>  <p>○「未利用魚」を活用した商品の開発・販売 ○学校給食への「未利用魚」活用実現</p>
<p style="text-align: center;">ビアザファースト 株式会社 Beer the First</p>  <p>○売れ残りのパンや消費期限間近の災害備蓄品等をクラフトビールの原料としてアップサイクルした商品を開発・販売</p>	<p style="text-align: center;">しばたのりこ 横浜市立大学 国際商学部 柴田典子ゼミナール</p>  <p>○横浜中華街ならではの食べ残し持ち帰り策「打包(ダァパオ)」文化の広報・普及 ○横浜食品サービスの商品開発に参画、製造工程で廃棄されていたマグロやサーモンの端材、おからを用いた商品の企画・広報</p>

※ 取組内容の詳細は別紙をご覧ください。

●取材について

受賞者に対して個別に表彰を行いました。表彰時の写真は提供可能です。また、受賞者への取材希望の方は、お問合せ先までご連絡ください。

お問合せ先

資源循環局事業系廃棄物対策課担当課長 大島 貴至 Tel 045-671-2558

1 干し野菜研究家 澤井 香予

つくるひと・たべるひと・地球 ～みんなを「干し野菜」で幸せに～

澤井氏は、「干し野菜研究家」として商品やレシピの開発・干し野菜を広める活動を行っています。中でも「未利用野菜」を使って農福連携でつくる干し野菜製品は、簡単な調理で美味しく栄養ある野菜が摂れる商品として、注目を集めています。



〈干すと地球にやさしくなれる〉

生では長くても数週間しか日持ちのしない野菜も、干すことで消費期限の長い「ロングライフ」な食品に生まれ変わり、食べられる期間が長くなることで食品ロスの削減につながります。

形や大きさが不揃いなどの理由で捨てられてしまっていた「未利用野菜」も、干し野菜に加工すれば活用できます。

〈簡単なのに絶品！農福連携でうまれた「未利用野菜」のミールキット〉

市内の農家や卸売業者で廃棄されていた「未利用野菜」を利用して澤井氏が開発したミールキットは、カットした干し野菜とパスタなどがセットになっており、調味料を加えて鍋にかけるだけの簡単調理でいただくことができます。野菜のカットや袋詰めなどの製造作業を担うのは福祉作業所の利用者さんで、やりがいを持って取り組んでいただいています。

簡単なのに絶品なミールキットは、福祉作業所つぼみの家・るあな、JA 横浜直売所、市内商業施設、各種イベント会場などで販売しています。



形・大きさが不揃いな未利用トマト



福祉作業所つぼみの家での野菜加工作業



パッケージもおしゃれなミールキット

〈誰でも「干して食べきる」を生活に〉

澤井氏は、テレビやラジオ、イベント講師や自身のブログなど幅広いチャンネルで干し野菜の魅力を発信し続けています。「使い切れない野菜は干して食べ切る」ことが当たり前になれば、家庭からの食品ロスも減らせます。

●表彰時の写真



(中) 澤井 香予 様

(左)(右)

製造作業に携わる福祉作業所るあなの利用者のお二人

2 横浜丸魚株式会社

「未利用魚」から「利用魚」へ ～サステナブルな取組～



横浜丸魚株式会社は、横浜市中心卸売市場の卸売業者です。日本の漁獲量が昭和 59 年をピークに減少している中、これまで市場に出回らずに廃棄されていた「未利用魚※」の活用に着目し、オリジナル商品の開発・販売を行いました。さらに、横浜市中心卸売市場魚食普及推進協議会では、中心となって、学校給食への未利用魚の活用に尽力しています。

←魚体のサイズが小さい未利用魚のサバ

※「未利用魚」とは？

魚体のサイズが不揃いであったり、漁獲量が少なくロットがまとまらないなどの理由から、味や鮮度は変わらないにも関わらず、買い手が付きにくく、低い価格でしか評価されない可能性が高いため、市場などに出荷されず廃棄されている魚のことです。

〈オリジナル商品「特製サバまん」〉

未利用魚のサバを使ったオリジナル商品「特製サバまん」を開発しました。特製サバまんは、横浜のご当地グルメでもある中華まんじゅうで、地元の老舗食品メーカーと連携して製造しています。市場関連のイベントや自社オンラインショップ等で販売しています。



特製サバまん



給食(真中の皿 さばの甘酢あんかけ)

〈学校給食への未利用魚の活用〉

横浜市内の小学校で魚食普及のための出前授業を行い、その講義の中で未利用魚の存在を伝えてきた結果、平成 30 年度から小学校 12 校による個別の取組として、学校給食への未利用魚の活用が開始されました。その後、横浜市教育委員会等と連携し、令和 4 年度には全横浜市立小学校で実現することができました。

●表彰時の写真



(左) 代表取締役社長 小島 雅裕 様 (右) 常務取締役 源波 秀樹 様



未利用魚活用に携わった皆様

3 株式会社 Beer the First

クラフトビールで食品ロス削減にアプローチ

株式会社 Beer the Firstは、代表者がクラフトビールで社会問題に貢献したいという思いから会社を立ち上げ、食品ロス削減につながるクラフトビールを企業や自治体と連携して企画・開発しています。

可食部分の食品ロス量のうち、大きなウェイトを占める炭水化物に着目し、ビールの原料として、売れ残りのパンや製麺工場から出る麺の端材、災害備蓄品の乾パンやアルファ米などを活用しています。廃棄間近の食品を、風味豊かな独自性の高いクラフトビールとしてアップサイクル※しています。

※「アップサイクル」とは、本来は捨てられるはずの製品に新たな価値を与えて再生すること



「RE:BREAD」

〈売れ残りのパンを原料にしたクラフトビール〉

「RE:BREAD」(2021年に本数限定で販売。現在は完売。)

横浜高島屋・地下食料品フロアにある「ベーカリースクエア」の売れ残りのパンを原料とし、白ビールの一種であるホワイトエールのビアスタイルで製造。本来使用される「麦」の23%をパンで代用しています。

「神大寺なビール」(2022年に本数限定で販売。現在は完売。)

神奈川区神大寺にあるパン屋「Le mitron」の売れ残りのパンを原料にして製造。本来使用される「麦」の20%をパンで代用しています。



醸造所でパンを投入する工程

〈消費期限間近の災害備蓄品を原料にしたクラフトビール〉

アルファ米が原料の「White Thumb Rice」

乾パンが原料の「Brown Thumb kanpan」

企業や自治体が「災害備蓄品」をストックしている一方で、消費期限により更新が必要となります。消費期限がくる前にスタッフに配布するなど、食べきる事を前提としても余ってしまうのが現状です。その課題解決のひとつとして、災害備蓄品を使用してクラフトビールへアップサイクルし、生まれ変わりました。



「White Thumb Rice」



「Brown Thumb kanpan」

●表彰時の写真



(右) 代表取締役社長 坂本 錦一 様

(左) 山川 大介 様

4 横浜市立大学 国際商学部 柴田典子ゼミナール

産学連携で食品ロス削減の広報・普及活動から商品開発まで

横浜市立大学柴田ゼミでは、企業や商店街と連携し、多様な食品ロス削減の取組を行っています。



〈柴田ゼミについて〉

柴田ゼミでは、学生が柴田典子准教授の下で、マーケティングに関わる理論、分析手法等を学び、マーケティング事象に関する分析・研究を行っています。

ゼミ発足以来、企業と連携し、企業の経営課題に対して、マーケティング論を用いたアプローチを行ってきましたが、近年は特に食品ロスに着目し、学生目線のアイデアを生かすことにより、食品ロス削減の取組に貢献しています。

〈食品ロス削減の広報・普及活動〉

横浜中華街発展会協同組合とは、横浜中華街ならではの食べ残しを持ち帰る文化「打包(ダアパオ)」に着目しました。中国の「たくさんの食事を出すのがおもてなしで食べきれないのが食事のマナー」と日本の「もったいない」精神の文化が合わさり、横浜中華街で広がったのが「打包」です。柴田ゼミは、SNSでの情報発信、周知チラシや店内ポップの制作、普及のための実証実験をするなど、「打包」文化の普及に大きく貢献しました。



ゼミ生が制作した「打包」店内ポップ



まぐろやサーモンの端材を活用したおさかな弁当

〈廃棄予定品を活用した商品開発〉

株式会社横浜食品サービスとは、製造工程で廃棄されていたまぐろやサーモンの端材、おからを活用した商品の開発を行いました。端材を使ったハンバーグは横浜市立大学の生協食堂や横浜食品サービスのお弁当として販売され、その味も美味しいと好評でした。商品によっては、レシピからゼミ生で考案・試作し、広報も行っています。

●表彰時の写真



(左) 准教授 柴田 典子 様 (中・右) ゼミの学生



柴田准教授、ゼミの学生と横浜食品サービス、大学の生協食堂の担当者様

マイボトルの普及などに関する広報啓発作品を制作

岩崎学園 横浜デジタルアーツ専門学校の学生に感謝状を贈呈しました

横浜市資源循環局では、プラスチック対策や食品ロス削減の取組を進めており、様々な媒体を活用し広報啓発を行っています。

この度、学校法人岩崎学園 横浜デジタルアーツ専門学校と連携し、広報動画をはじめとする広報啓発作品を制作しました。

令和6年2月5日（月）に資源循環局長が学校を訪問し、制作に携わった学生たちに感謝状をお渡しいたしました。



感謝状贈呈時の様子

マイボトルプロジェクト

広報動画の制作や生徒自ら SNS で、マイボトルやマイボトルスポットに関する情報を発信し、啓発活動を展開いただきました。広報動画は、公共施設のほか、映画館でも放映しました。

シネアド放映：令和5年12月29日～令和6年1月4日
ららぽーと横浜にて全館上映

プロジェクトメンバー：7名



▲マイボトルスポット広報動画

ささき かな
佐々木 佳奈さん（マイボトルプロジェクト リーダー／総合デザイン科 3年）

もっと親しみを持ってほしいという思いから、皆で色んな案を出した末に生まれたマイボトルとマイボトルスポットのキャラクター。この2人を通じて今年度は様々な活動をしてきました。

その中でも特に、声を何回も収録しなおしたりして、ようやく出来上がったシネアドを実際に映画館でみた時はとても感動しました。マイボトルとマイボトルスポットに命を吹き込むことが出来て楽しかったです。

裏面あり

食品ロス削減ワークショッププロジェクト

小学生を対象に、学校での出前授業等で使用できる“食品ロスを楽しみながら学べるカードゲーム”を2種類制作いただきました。生徒自ら小学生へのヒアリングを行うなど、制作に取り組んでいただきました。

プロジェクトメンバー：7名



▲ワークショップの様子

すがわら うな
菅原 侑那さん（食品ロス削減ワークショッププロジェクト リーダー／総合デザイン科 3年）

制作にあたり、私たちの考える小学4年生と実際の小学4年生とでは大きなギャップがあり、何度も変更や試行錯誤を重ね大変でしたが、完成できて良かったです。

子供たちの日常生活と関連づけた内容となっているので、子供たちに食品ロスについて知ってもらえるきっかけになればいいなという思いで制作しました。

そして、少しでも食品ロスが減ることに貢献できればと思います。

環境にやさしいエネルギー使用の広報啓発動画

焼却工場で発電した環境にやさしいエネルギーをグリーンラインで活用するにあたり、広報動画を制作いただきました。7本の動画はグリーンラインのトレインチャンネルなどで放映しています。



▲環境にやさしいエネルギー使用の広報動画

放映期間：令和5年10月2日～令和6年3月31日

放映場所：横浜市営地下鉄ブルーライン・グリーンライン車内ビジョン

制作メンバー：22人（12グループ）

あらし もえな
嵐 萌那さん（総合デザイン科 映像デザインコース 3年）

子供でもわかるようなイメージで制作してほしいとのことでしたので、絵本調のイラストや優しい色遣いを心がけました。

音声がなく、目を止め続けてくれる人も少ない車内広告という掲載場所で、如何に短時間で理解してもらえるかを考え、文字を読まなくても大まかな内容が伝わるよう意識し制作しました。

学校法人岩崎学園 横浜デジタルアーツ専門学校

所在地：〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜3-22-17

メディアクリエイティブ、デザイン、ゲーム・CG、ミュージック、漫画、イラストなど“すべてのクリエイティブに生きたい人たちを全力で応援する”学校です。新横浜駅から徒歩7分、1989年創立の伝統ある専門学校です。（学校ホームページより）

お問合せ先

資源循環局 3R推進課長 津島 邦宏 Tel 045-671-2563

横浜市×崎陽軒「もったいない」を見直そう弁当3 発売決定！

横浜市、株式会社良品計画 横浜事業部及び株式会社崎陽軒は、食品ロスの削減、ごみの分別のしやすさ及びプラスチックの代替素材の視点を踏まえたお弁当の連携企画に取り組んでいます。

第3弾となる今回は、これまでのコンセプトを踏襲しつつ、新たに「世の中のもったいない」にも目を向け、横浜丸魚株式会社より仕入れた神奈川県産太刀魚のハラス*が、ごはんの進む竜田揚げとなって登場いたします。さらに、容器や箸なども「脱プラスチック」を意識して設計されています。

世の中で発生する「もったいない」を活用した『横浜市×崎陽軒「もったいない」を見直そう弁当3』を味わいながら、おいしくSDGsへの取組を考えてみてはいかがでしょうか。

※少量しか取れないため市場に流通しなかった、刺身用の太刀魚の三枚おろしを作る工程で出る端材。

横浜市×崎陽軒「もったいない」を見直そう弁当3

◆価格

920円(税込)

◆販売期間

2024年2月21日(水)から2月27日(火)まで

◆販売時間(予定)*

16時00分～

◆販売個数(予定)*

最大100個/1日

◆取扱店舗

横浜駅中央店、崎陽軒+DELI、無印良品 港南台バース

※販売時間・個数は当日の生産状況により変動します。



製品イメージ

＜内容＞	
白飯(トッピング: 鮭と長ねぎの白胡麻和え)	シウマイ弁当で人気の鮭の漬け焼*1をアレンジした白胡麻和えは、崎陽軒自慢のごはんと相性抜群です。
太刀魚の竜田揚げ 胡麻だれ和え ししとうの素揚げ	少量しか取れないため市場に流通しなかった神奈川県産の太刀魚のハラスを竜田揚げに。ハラスは魚で一番脂ののった部位で、マグロで言えば大トロです。ごはんによく合う胡麻だれでお楽しみください。
帆立フライ	期間限定で発売した「帆立づくし弁当」でご好評いただいた北海道産帆立のフライ*2が再登場!
わかめの千切り生姜煮	食感の良いわかめ*2やシウマイ弁当の千切り生姜*3を活用したさっぱりとした煮物は、箸休めにぴったりです。
その他: お赤飯(トッピング: 胡麻塩)、大根の漬物*2、大学芋*2	

※1 生産工程で発生する規格外のサイズや形などの食材/※2 期間限定製品で使用した食材/※3 生産工程で発生する余剰食材

【裏面あり】

《これまでの取組について》

令和4年度から、横浜市、株式会社良品計画 横浜事業部及び株式会社崎陽軒が連携して取り組んでいます。

これまで、期間限定製品で使われていた食材の有効活用や生産工程で発生する余剰となってしまった食材の活用や容器や箸などの包材をプラスチックの代替素材にすることでプラスチックの削減に貢献した弁当を発売しました。連日完売するなど、大変ご好評をいただきました。

第1弾（令和4年5月31日記者発表）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/press/shigen/2022/shokurosu.html>

第2弾（令和4年10月19日記者発表）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/press/shigen/2022/mujiibento2.html>

お問合せ先
<p>【横浜市のごみやリサイクルなどの取組に関すること】 資源循環局 3R推進課長 津島 邦宏 Tel 045-671-2563</p> <p>【商品に関すること】 株式会社崎陽軒 広報・マーケティング部 西村 浩明、野本 幸裕、山本 茜、長谷川 貴子、レオン ユン メン Tel 045-441-8918 (お客様相談室 フリーコール：0120-882-380)</p> <p>【無印良品に関すること】 株式会社良品計画 経営企画部 広報課 Email: rk-pr@muji.co.jp</p>

横浜市の公共施設等のネーミングライツについて 「対話」によるサウンディング型市場調査への 参加事業者を募集します

横浜市では、平成17年に初めて公共施設等に対するネーミングライツ(施設命名権)を導入していますが、横浜市、スポンサーとなる事業者等の皆様、市民の皆様のそれぞれにとってメリットとなり、地域活性化にも寄与できるものとなるよう、更なる導入促進に向けた検討を進めています。

今回、横浜市公共施設等へのネーミングライツの導入可能性等について、事業者の皆様との「対話」を通じて、自由かつ実現可能な活用アイデアを広くお聞きする「サウンディング型市場調査」を実施し、今後の導入促進に向けた検討の参考としますので、ぜひご参加くださいますようお願いいたします。

1 対話の実施

- (1) 実施期間：令和6年3月11日(月)から3月15日(金)まで
- (2) 場所：横浜市役所会議室(横浜市中区本町6丁目50番地の10)
- (3) 対象者：横浜市ネーミングライツ事業のスポンサーとなる意向や関心を有する事業者、
広告代理店等(市内・市外の事業者等をお問ひませんが、個人は対象となりません。)
- (4) 方法：対面による直接対話など(1事業者につき30~60分程度)

2 申込方法(事前申込制)

- (1) 対話への参加申込み
以下の申込期限までに「(様式1)エントリーシート」に必要事項を記入し、E-mailでご提出ください。
申込期間 令和6年2月16日(金)から3月6日(水)17時まで
- (2) 事前ヒアリングシートの提出(対話への参加申込後)
上記(1)対話への参加申込後、以下の提出期限までに「(様式2)事前ヒアリングシート」に必要事項を記入し、E-mailでご提出ください。
提出期限 令和6年3月6日(水)17時
- (3) 提出先：ss-koukoku@city.yokohama.jp

3 対話の内容

- (1) 主な目的
 - ・横浜市公共施設等におけるネーミングライツ事業の市場性
 - ・施設の魅力向上や地域貢献・施設活性化につながる提案
 - ・導入にあたり課題や配慮を要する事項等
- (2) 対話対象項目
 - ・横浜市のネーミングライツ制度全般
 - ・個別対象施設(14種別、168施設)等

※ 具体的な内容に関しては、「5 詳細資料」に掲載の各種資料をご確認ください。

裏面あり

4 個別対象施設の概要

現在各所管局で導入を検討中の施設のうち、今回のサウンディング調査対象は以下の施設です。

No.	施設名称	施設所管課	電話番号
1	横浜美術館室場【2施設】	にぎわいスポーツ文化局文化振興課	045-671-3714
2	市営プール (港南、保土ヶ谷、旭、都筑)【4施設】	にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課	045-671-3288
3	たきがしら会館		
4	鶴見川漕艇場		
5	横浜市スポーツ医科学センター	健康福祉局健康推進課(総括担当)	045-671-2451
6	新横浜公園バスケットボール広場	環境創造局公園緑地管理課	045-671-2642
7	男女共同参画センター横浜	政策局男女共同参画推進課	045-671-2017
8	横浜ふるさと村総合案内所 (「四季の家」・「虹の家」)【2施設】	環境創造局農政推進課(地域づくり担当)	045-671-2608
9	旧老松会館	にぎわいスポーツ文化局創造都市推進課	045-671-3868
10	歩道橋【6施設】	道路局事業推進課(広告担当) 等	045-671-3532 等
11	水道局関係施設 (①中村管路研修施設、②施設 見学地(源流の森))【2施設】	①水道局人材開発課技能継承係 ②水道局水源林管理所	①045-261-4842 ②0554-52-2004
12	横浜市衛生研究所	医療局衛生研究所管理課	045-370-8460
13	資源循環局関係施設 (ごみ焼却工場、公衆トイレ、 喫煙所等)【125施設】	資源循環局政策調整課	045-671-2503
14	大気汚染常時監視施設 (大気常時監視測定局)【20施設】	環境創造局環境管理課(監視センター)	045-671-3507

※ 各施設の詳細は、「5 詳細資料」のうち、「(2) 個別対象施設における詳細情報」をご確認ください。なお、上記以外の施設についてもご提案いただくことが可能です。

5 詳細資料

- (1) サウンディング調査実施要領
- (2) 個別対象施設における詳細情報
- (3) (様式1)エントリーシート
- (4) (様式2)事前ヒアリングシート
- (5) 横浜市ネーミングライツ導入に関するガイドライン

※ 下記ウェブページ、もしくは右記コードより、資料をご確認ください。

URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/private-fund/naming-rights/r5sounding.html>



お問合せ先
<p>【ネーミングライツ制度全般について】</p> <p>政策局財源確保推進課長 田島 徹哉 Tel 045-671-4791</p> <p>【個別対象施設について】</p> <p>「4 個別対象施設の概要」に記載の施設所管課へお問い合わせください。</p>

横浜市とJALが廃食油を原料とした 持続可能な航空燃料の製造推進に関する連携協定を締結

横浜市と日本航空株式会社（以下、「JAL」）は、国内資源循環による脱炭素社会の実現に向けたプロジェクト「Fry to Fly Project」に参加し、廃食油を原料とした SAF（持続可能な航空燃料）製造に関する取組を推進しています。

こうした取組をさらに推進するため、横浜市と JAL は、横浜市内における家庭で発生する廃食油を回収し、SAF 等にリサイクルするための仕組みの構築及び社会実装の推進に関する連携協定を締結しました。

（参考）令和5年4月17日記者発表「国内資源循環による脱炭素社会実現に向けたプロジェクト『Fry to Fly Project』に参加します」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/press/ondan/2023/frytoflyproject.html>



1 連携事項

- (1) 廃食油の SAF 化等の一連の仕組みの構築及び社会実装に関すること
- (2) 廃食油の SAF 化等についての市民への広報・普及啓発に関すること

2 今後の具体的な取組

家庭で発生する廃食油を回収するためには、回収場所や回収方法の整備、市民の行動変容を促すことが必要となります。

このたび、取組の第一弾として、ダイエーが運営するイオンフードスタイル鴨居店において、廃食油の回収ボックスを設置し、ご家庭で発生する廃食油の回収に取り組みます。廃食油の持ち込みには、各家庭専用の回収ボトルを利用し、回収ボックスへ直接流し込んでもらいます。使用したボトルは自宅に持ち帰り繰り返し使用します。

【スケジュール（予定）】

場所：イオンフードスタイル鴨居店（横浜市緑区鴨居 1-6-1）JR 横浜線鴨居駅南口徒歩3分

3月16日（土）、17日（日）、4月20日（土）、21日（日）	回収トライアル
5月13日（月）～19日（日）	
6月5日（水）～	本格回収開始



各家庭専用回収ボトルと
店舗用回収ボックス（イメージ）



廃食油の回収イメージ

併せて、横浜市、JAL、ダイエーなどによる廃食油を資源として活用する機運を高めるためのイベントも企画していく予定です。JALの乗務員、整備士によるPRやVRによりSAFの製造工程を体験していただくといったイベントを通じて、市民の皆さまの参加を呼び掛けてまいります。

取組への参加方法については、今後、横浜市、JAL、イオンフードスタイル鴨居店でお知らせしていきます。



普及啓発のイメージ



VRによる啓発



「FRY to FLY Project」
のシンボル

【SAF（持続可能な航空燃料）について】

SAFとは、Sustainable Aviation Fuelの頭文字をとったもので、「持続可能な航空燃料」と訳されます。原料の生産・収集から、製造、燃焼までのライフサイクルで、従来の航空燃料に比べて温室効果ガスの排出量の大幅な削減が期待できるとともに、既存のインフラをそのまま活用できる航空燃料です。

お問い合わせ先

温暖化対策統括本部プロジェクト推進課長 松下 功 Tel 045-671-2636

玉川大学×株式会社カネカ×横浜市 海洋プラスチック問題をテーマとした 作品展示・ワークショップを実施します！

横浜市では、プラスチック対策をはじめとする環境問題に対し、様々な機会を活用し広報・啓発を行っています。このたび、市役所アトリウムで行われる横浜トリエンナーレファミリーイベント「わくわくアートひろば」において、玉川大学（田中敬一デザイン・プロジェクト）及び株式会社カネカと連携し、海洋プラスチック問題をテーマとした作品展示とワークショップを実施します。是非、取材にお越しくください。

<作品展示概要>

1 玉川大学による展示～まだ見ぬ光のテラス RYUGU へ～

横浜の海から回収された流木や廃プラスチックを素材とし、玉川大学（田中敬一デザイン・プロジェクト）により制作された作品を展示します。また、海中でも生分解される素材、カネカ生分解性バイオポリマー「Green Planet®」を使った展示を行います。



海中をイメージした幻想的な
ライトアートを展示

2 その他展示

横浜市港湾局が実施する海上清掃事業等に関する展示や玉川学園サンゴ研究部のサンゴ移植活動に関する展示などを行います。

【期 間】令和6年3月16日（土）から20日（水・祝）まで
※各日11時から15時まで

<ワークショップ概要>

1 海から回収した流木などを使った海の生き物づくり

横浜の海から回収された流木などを使い、オリジナルデザインの魚や亀を作ります。

【日 時】令和6年3月16日（土）、17日（日）

【定 員】各回5組（1日20組）※一部予約制

【対 象】小学生と保護者 ※小学生以外も参加できます

【参加費】無料

【所要時間】約30分



木のビーズなど、自然の材料を
組み合わせて作ります

2 マイクロプラスチックを使った万華鏡づくり

プラスチック問題に関するお話を聞いた後、マイクロプラスチックを使った万華鏡づくりを行います。

【日 時】令和6年3月20日（水・祝）

【定 員】各回5組（1日20組）※一部予約制

【対 象】小学生と保護者 ※小学生以外も参加できます

【参加費】無料

【所要時間】約30分



各ワークショップの詳細は
WEBサイトをご覧ください。

<取材について>

ご取材いただける際は、別紙「取材申込書」をご記入の上、3月14日（木）12時までにメールまたはFAXにてお申込みください。

<本取組のきっかけ・背景>

横浜市大学パートナーシップ協議会に参加している玉川大学は海の問題をアート・デザイン
の力によって人々へ伝える取組を行っており、横浜市から本取組について協力を依頼しました。

海洋プラスチック問題をテーマとする中で、解決策の一つである海洋生分解性素材を展示に取り入
れるため、カネカ生分解性バイオポリマー「Green Planet®」を生産する株式会社カネカに本取組に
ご協力いただくこととなりました。

<わくわくアートひろばイベント WEB サイト>

<https://www.yokohamatriennale.jp/2024/events/3181>

お問合せ先
資源循環局 3 R 推進課長 津島 邦宏 Tel 045-671-2563